

第 11 回

熊本県議会

農林水産常任委員会会議記録

平成23年3月10日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第 11 回 熊本県議会 農林水産常任委員会会議記録

平成23年3月10日(木曜日)
 午前10時2分開議
 午後0時35分閉会

本日の会議に付した事件

- 議案第56号 平成23年度熊本県一般会計予算
- 議案第64号 平成23年度熊本県林業改善資金特別会計予算
- 議案第65号 平成23年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計予算
- 議案第71号 平成23年度熊本県就農支援資金貸付特別会計予算
- 議案第88号 熊本県就農支援資金貸付特別会計条例の制定について
- 議案第99号 熊本県食料・農業・農村計画の策定について
- 議案第100号 熊本県水産業振興基本構想の策定について
- 閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について
- 報告事項
 - ① 国営川辺川土地改良事業（利水事業）について
 - ② 国営大野川上流土地改良事業（大蘇ダム）について

出席委員(8人)

- 委員長 佐藤 雅 司
- 副委員長 淵 上 陽 一
- 委員 児 玉 文 雄
- 委員 村 上 寅 美
- 委員 渡 辺 利 男
- 委員 前 川 收
- 委員 中 村 博 生
- 委員 吉 田 忠 道

欠席委員(なし)
 委員外議員(なし)

説明のため出席した者
 農林水産部

- 部長 廣 田 大 作
- 総括審議員兼
- 農業振興局長 福 島 淳
- 次長 梅 本 茂
- 次長 麻 生 秀 則
- 次長 大 薄 孝 一
- 次長 下 林 恭 生
- 次長 神 戸 和 生
- 首席農林水産審議員兼
- 農林水産政策課長 白 濱 良 一
- 農林水産政策監 国 枝 玄
- 団体支援総室長 牧 野 俊 彦
- 団体支援総室副総室長 田 中 龍 一
- 農林水産政策監兼
- 団体検査室長 與 田 博
- 農業技術課長 佐 藤 巖
- 農産課長 本 田 健 志
- 園芸課長 城 啓 人
- 首席農林水産審議員兼
- 畜産課長 高 野 敏 則
- 首席農林水産審議員兼
- 農村計画・技術管理課長 宮 崎 雅 夫
- 農林水産技術管理監兼
- 技術管理室長 大 里 正 明
- 農村整備課長 田 上 哲 哉
- 森林整備課長 河 合 正 宏
- 林業振興課長 藤 崎 岩 男
- 森林保全課長 久 保 尋 歳
- 水産振興課長 鎌 賀 泰 文
- 漁港漁場整備課長 尾 山 佳 人
- 首席農林水産審議員兼

農地・農業振興課長 村山 栄 一
担い手・企業参入支援課長 浜田 義 之
農産物流通企画課長 板東 良 明
農業研究センター次長 大田黒 慎 一

事務局職員出席者

議事課課長補佐 平田 裕 彦
政務調査課課長補佐 川上 智 彦

午前10時2分開議

○佐藤雅司委員長 それでは、ただいまから、第11回農林水産常任委員会を開会いたします。

初めに、本委員会に付託されました議案を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

また、本日の説明等を行われる際、執行部の皆さんは着席のままで行ってください。

それでは、廣田農林水産部長から総括説明を行い、続いて担当課長から順次説明をお願いいたします。

廣田農林水産部長。

○廣田農林水産部長 御提案しております議案の概要につきまして御説明申し上げます。

後議分として御提案しておりますのは、平成23年度一般会計及び林業改善資金、沿岸漁業改善資金、新設する就農支援資金貸付の各特別会計の予算並びに条例等関係3件でございます。

平成23年度予算につきましては、一般会計が518億9,000万円余、林業改善資金特別会計が3億1,000万円余、沿岸漁業改善資金特別会計が1億5,000万円余、就農支援資金貸付特別会計が2億6,000万円余、総額526億3,000万円余となっております。

近年の農林水産業を取り巻く状況の変化を踏まえ、本県の農林漁業者の安定した所得確保、安全、安心な農林水産物の安定供給、豊

かな農山漁村の維持を図るため、くまもとの夢4カ年戦略や、これに基づく農林水産部施策方針に対応した施策を、引き続き集中的、効果的に推進してまいります。

さらに、新たな重点取り組みとして、農山漁村に豊富に存在する未利用資源のエネルギー利用のほか、県産農林水産物の販売や輸出拡大についても取り組むこととしております。

まず、農業関係では、稼げる農業を目指し、くまもとイチ押しブランドづくりや販売力向上対策に取り組みます。安全、高品質で、魅力ある産品を生産できるよう、本県の顔となるオリジナル品種や技術の開発、さらには、輸出にも対応できる施設整備等の支援を行ってまいります。また、県内食品企業等との農商工連携による加工品の開発や、農業の多面的機能を活用した観光、教育分野なども連携した取り組みを推進してまいります。

また、環境に優しい農業を推進するため、農薬、化学肥料の使用を減少したくまもとグリーン農業について、生産者だけでなく消費者や流通関係者への理解を促進し、さらなる取り組みの拡大を図ってまいります。

また、地域農業を支える認定農業者、地域営農組織等の担い手への支援を引き続き行うとともに、企業への就職を含めた多様な新規就農を促進するため、窓口整備や支援サービスの強化に努めてまいります。

さらに、耕作放棄地の再利用を図るため、景観作物の作付促進や畜産等他分野との連携による再生に取り組むとともに、水田の有効利用のため、米粉用米や飼料用米のくまもと型モデルづくりなどを通じて、生産・流通対策や消費拡大を推進してまいります。

また、生産基盤の整備につきましては、国の予算が厳しい状況にありますが、地域活性化・公共投資臨時基金を活用した県単独事業の追加など、さまざまな工夫を行いながら、

農業水利施設等の長寿命化、麦・大豆の生産拡大を図る水田の汎用化、施設野菜等の振興のための排水対策等に取り組んでまいります。

加えて、木質バイオマス、小水力などの自然エネルギーを活用したハウス暖房など、低炭素社会型農業への取り組みについても推進してまいります。

次に、林業関係では、森林の公益的機能の維持増進や地球温暖化対策を推進するため、間伐の加速化、伐採跡地の適切な植栽等による植林未済地解消を進めます。また、間伐材等の未利用材の活用や県産材の需要拡大と供給体制整備に努めてまいります。特に、熊本県公共施設・公共工事木材利用推進基本方針に沿って、木材利用への取り組みを強化します。

また、それを支える担い手を支援するため、林業と建設業等との連携による新たな雇用創出に積極的に取り組むとともに、森林施業の集約化や低コスト化への取り組みを強化してまいります。

次に、水産業関係では、栽培漁業や資源管理型漁業等の推進による水産資源の回復とともに、藻場造成や干潟域での覆砂等による漁場環境の保全に取り組むことにより、持続的な漁業生産を推進してまいります。

また、市町村及び漁業者と一体となった水産資源の増殖や漁場環境の改善、新たな養殖魚種の導入等に加え、赤潮対策として、養殖共済への加入促進によるセーフティネットの充実等にも取り組んでまいります。

これらのほか、農業、林業、水産業全般において、本県の多種多様な農林水産物の販売拡大のため、国内外においてトップセールスによるPR活動や情報発信等に引き続き取り組むとともに、地域資源を生かした都市と農山漁村の交流や、地産地消、食育、木育等の推進を引き続き行ってまいります。

次に、条例等議案につきましては、熊本県

食料・農業・農村計画及び熊本県水産業振興基本構想並びに熊本県就農支援資金貸付特別会計条例について提案しております。

以上が今回提案しております議案の概要でございますが、詳細につきましては、各課長及び総室長から御説明申し上げますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

最後に、その他報告事項としまして、国営川辺川土地改良事業、利水事業についてほか1件について、担当課長から御説明申し上げます。

以上、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○白濱農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

資料の1ページをお願いいたします。

平成23年度当初予算の総括表でございます。農林水産部全体で526億3,300万円余となっております。

2ページをお願いいたします。

まず、全課に共通する職員給与費でございますが、これは、本年1月時点の今年度末の退職予定者を除きました職員数によって計上しております。各課も同様でございますので、個別の説明は省略させていただきます。

中段の農政諸費では、部長室及び課の運営費、部長秘書の外部委託経費、部内の政策調整経費等を計上しております。

下段の農政企画推進費では、説明欄1のくまもと農・林・水「夢」挑戦事業として、くまもと農林水産業再生会議の開催等に要する経費を計上しております。

3ページをお願いいたします。

上段の農業諸費は、鉄道建設運輸機構からの委託を受けて行う九州新幹線の高架橋建設に伴う農産物の影響調査に要する経費でございます。

2段目の農業公園費は、農業公園の運営に係る指定管理者への委託料でございます。

3段目の農業経営諸費以降が、農業研究センターの予算でございますが、主なものとしたしまして、5ページをお願いいたします。

説明欄6のくまもとオンリーワン農産物研究開発事業は、本県の主要農産物において県オリジナルの品種及び優良家畜を育成するとともに、その特性を最大限引き出す栽培技術や飼養技術を開発するものでございます。

説明欄7の安全な農産物の生産技術高度化事業は、くまもとグリーン農業を推進するため、消費者が求める安全な農産物づくり及び環境に配慮した持続型農業生産を行うための技術の高度化や統合化を中心とした研究開発を行うものでございます。

済みません、11ページをお願いいたします。

中段の林業振興指導費以降が、林業研究指導所の予算でございます。主な事業といたしましては、12ページ下段の試験調査指導費でございます。

内容といたしましては、13ページにありますので、恐れ入りますが、13ページをお願いいたします。

説明欄2の試験調査事業及び説明欄3の林産物利用加工研究開発指導事業では、林業指導所における森林環境の保全や県産材の需要拡大等の技術開発に利用する経費を計上しております。

14ページをお願いいたします。

中段の水産研究センター費以降が、水産研究センターの予算でございます。主なものとしたしまして、15ページをお願いいたします。

説明欄8の環境負荷低減型複合養殖技術開発試験は、新規事業として、赤潮対策推進のため、付加価値が高く富栄養化を低減する貝類や藻類の養殖技術開発に要する経費を計上しております。

以上、農林水産政策課といたしましては、予算関係合計で40億円余をお願いするもので

ございます。

続きまして、恐れ入ります、137ページをお願いいたします。

熊本県食料・農業・農村計画の策定についてでございます。

内容は、別途お配りしております……。

○佐藤雅司委員長 何ページですか。

○白濱農林水産政策課長 137ページをお願いいたします。

説明につきましては、別途お配りしております熊本県食料・農業・農村計画の策定についてのA4版の資料及び本県の食料・農業・農村の将来方向のA3版の資料2枚で御説明いたします。

まず、A4の資料をごらんいただきたいと思っております。

1の策定の経緯・趣旨に記載のとおり、熊本県食料・農業・農村計画につきましては、本県の農業、農村を取り巻く状況変化に迅速に対応できますよう、平成18年3月に策定した内容を見直しまして、今後目指すべき方向性を示すものとして、平成23年度から平成27年度までの5年間の計画として策定するものでございます。

3の施策の基本的考え方と方向に記載しておりますとおり、計画の考え方といたしましては、①「稼げる農業」を実現する生産構造、②農業の担い手の確保・育成、③くまもとの地域資源を生かした持続可能な農業、④農業と他分野の連携による発展の追求を基本としております。

次に、A3版の資料の方をお願いいたします。広いやつでございます。

これは、計画の中心となる農業、農村の具体的な将来方向を7つの視点から整理したものでございます。

まず、1の「信頼」のモノを作るでは、熊本顔となる魅力ある産品づくりによる販売

単価の上昇とコストの縮減に取り組みまして、生産数量を拡大することによって稼げる農業を目指すということといたしております。

次に、2の誇れる「顔」を売るでは、国内外の消費者に熊本の農産品の魅力を伝え、熊本産の印象、認知度を高める取り組みを進めることといたしております。

次に、3の「夢」を担う人材を育てるでは、認定農業者や地域営農組織などの核となる担い手のほか、企業参入などを含め、本県農業を支える多様な担い手が将来にわたって夢と希望を持って営農できるよう取り組みを進めることといたしております。

次に、4の眠れる「宝」を活かすでは、本県の有する農地などの資源を有効活用するため、知事がいつも強調しておりますが、耕作放棄地の解消や水田の有効利用による米粉などの非主食用米の振興を図るとともに、太陽光や水力など再生可能なエネルギーの利用を進め、美しく豊かな農業、農村の維持を図ることといたしております。

次に、5の豊かな「環境」を未来に渡すでは、地域住民を初め関係者一体となった村づくりに取り組みむとともに、本県の特性を生かした環境に優しいくまもとグリーン農業を展開いたしまして、農山漁村が豊かな自然のもと持続的に発展できるよう取り組みを進めることといたしております。

次に、6の「交流・定住」で盛り上げるでは、都市と農山漁村の交流や地産地消などによりまして、生産者と消費者がともに豊かさや幸福を実感できるよう、取り組みをさらに進めることといたしております。

最後に、7の「基礎」を固めるでは、戸別所得補償制度などの活用や農業生産基盤の整備、鳥獣被害防止の取り組みを進め、担い手が経営を継続し、発展し得る環境を整備することといたしております。

以上が計画の概要でございますが、計画の

策定に当たりましては、農業関係者はもとより、広く県民の皆様の御意見を伺いまして策定したところでございます。

恐れ入ります。続きまして、常任委員会説明資料139ページをお願いいたします。

熊本県水産業振興基本構想の策定についてでございます。

内容は、別途お配りしております熊本県水産業振興基本構想の策定についての、先ほどと同様でございますが、A4版の資料及びくまもとの水産業の発展に向けた基本的取り組みの方向のA3版の資料で御説明をいたします。

まず、A4版の資料をお願いいたします。

1の策定の経緯・趣旨に記載のとおり、熊本県水産業振興基本構想につきましても、本県の水産業振興の中長期的なビジョンとして策定するものでありまして、平成16年3月に策定いたしました構想が平成22年で終了いたしますことから、平成23年から平成27年までの5年間の構想として策定するものでございます。

3の施策の基本的考え方と方向に記載しておりますとおり、基本構想の基本的な考え方といたしましては、漁業者を初め、水産関係団体、県民及び行政などが協力、連携のもと、くまもとの水産業の活力の向上を目指すものといたしております。

次に、A3版の方の資料をお願いいたします。

これは、5つの基本的取り組みの方向につきまして、その具体的な方策を示したものでございます。

まず、1の持続的な漁業生産を支える漁場環境と生産体制の強化では、漁場環境の保全、改善や水産資源の持続的利用について、引き続き取り組みを強化していくとともに、近年の赤潮被害の多発化などの厳しい海面養殖業の環境に対応するため、安定生産に向けた海面養殖業の構築を目指していくこととい

たしております。

次に、2の流通改革を通じた売れる県産水産物づくりでは、魚価の向上や漁家所得の向上のため、県産水産物の認知度向上、販路拡大や魅力ある県産加工品の開発を推進していくことといたしております。

次に、3の漁業を担う人材の確保と組織の強化におきましては、本県漁業を担う人材を育成、確保するため、漁業担い手の資質向上のための取り組みや漁家経営安定のための取り組みを推進するとともに、漁業協同組合の経営基盤の強化への支援を行うことといたしております。

次に、4の水産業を通じた地域の活性化では、水産業、漁村が有する多面的な機能を活用した地域の活性化を推進するため、観光業や商工業と連携した取り組みや都市圏との交流の取り組みを推進することといたしております。

最後に、5の水産技術の開発・普及と試験研究の推進では、これまで説明いたしました1から4の水産施策の取り組みを支え、その基礎となる技術の開発、普及や試験研究を推進することといたしております。

以上が基本構想の概要でございますが、策定に当たりましては、漁業関係団体を初め、各関係機関や県民の皆様方から広く御意見を伺い、策定したところでございます。

ちょっと長くなりましたが、よろしく御審議のほどお願いいたします。ありがとうございます。

○牧野団体支援総室長 団体支援総室は、戻りまして、説明資料の17ページをお願いいたします。

予算関係でございますけれども、団体支援総室では、農林水産団体の検査、指導に要する経費、それから農林水産業の制度資金に要する経費などを主に計上しております。

新規事業、主な事業について御説明いたし

ます。

まず、17ページの中段、流通体制整備促進費でございますが、これは右側の説明欄で3番のマル新とございます。地方卸売市場拠点支援事業というものでございます。新規でお願いしております。

これは、現在県内に大小34の地方卸売市場がございますが、取扱量の規模等におきまして、熊本地方卸売市場、通称田崎市場ですけれども、これが拠点的な市場となっております。この地域拠点市場と、それからそれ以外の卸売市場との情報のやりとり、こういうふうなものを検討、実証していこうというものでございます。

目的といたしましては、売れる農水産物づくりの流通面での取り組みということで、例えば、売れ筋製品の情報とか、それから県内各地の隠れた特産品の情報とか、こういうふうなものを相互にやりとりをすることで、県内市場全体でその市場機能、集出荷力の強化等につなげようというものでございます。

なお、現在県の卸売市場整備計画見直し作業を行っておりますけれども、この新規事業の具体的な実施に当たりましては、その辺の議論の方向を踏まえて取り組みたいと思っております。

続きまして、18ページ以下でございますが、18ページから22ページぐらいまで、農業関係の制度資金の利子補給等に関する経費を計上しております。18ページの説明欄1番から、農業近代化資金から資金のメニューを上げているところでございます。

なお、制度資金の中には、既融資分ということで制度見直し等で既に貸付が終わっているものもございますが、後年度の利子補給の予算ということで計上しているものもございます。

19ページをお願いいたします。

右側の説明欄の一番下でございますが、マル新がでございます。農業金融指導の農業改良

資金管理事務費というのがございますが、これは、農業改良資金の貸付主体が日本政策公庫に移った関係で特別会計を閉じることにしておりますが、今後、既に貸し付けた分の回収事務の事務費を、これまで特別会計に計上していたものを一般会計に上げるものということでございます。実質的には継続ということでございます。

それでは、20ページ、それから21ページ、この辺は農業関係の資金のメニュー等、大体継続でございますけれども、上げております。

22ページをお願いいたします。

22ページの最下段、右側の方の説明欄にマル新とございます。農業改良資金国庫補助金返納費ということでございますけれども、これも先ほど御説明しましたマル新と同じく、農業特会を閉じることに伴いまして、一般会計で計上するという性質でございます。実質的には継続というものでございます。

23ページをお願いいたします。

23ページは、農協関係の検査、指導に要する事務費を上げております。

それから、24ページでございますが、24ページは、中段以降、森林組合関係の検査、指導を上げております。

24ページが一番下に林業金融対策ということで三角の5,500万円というふうに減額になっておりますけれども、これにつきましては、次のページの25ページでございますが、25ページの右側一番下の説明欄の大きな2番の森林整備加速化・林業再生事業、これは2月補正でも御説明しましたように基金事業のメニューでございますけれども、利子助成の事業費から実際の林業事業等の事業費に回して基金活用を図るということで、この減が出ているものでございます。

26ページをお願いいたします。

26ページは、水産業協同組合関係の検査、指導を上げております。

同じく26ページの右側の説明の1、2、3とありますが、3以降の赤潮関係で、共済加入促進の取り組みをここから上げております。26ページの3番、4番、それから次のページの27ページの上の方、右側の6番ですね。こういうようなところで、赤潮対策といたしまして、養殖共済への加入を促進するというので取り組みを進めることとしております。

それから、同じく、その後は水産業関係の制度資金を計上しております。27ページ、28ページ、29ページ、水産業関係でございます。

続きまして、31ページをお願いいたします。

これは、林業改善資金の特別会計の貸付金を上げております。林業・木材産業での新たな取り組みに対して、無利子資金を融資するというものでございます。

それから、33ページをお願いいたします。

最後でございますが、ここが漁業関係の特別会計貸付資金でございます。沿岸漁業改善資金貸付金ということで、近代的な漁業技術の導入等に必要な資金を無利子で貸し付けるというものでございます。特別会計でございます。

以上でございます。33ページが一番下の欄、団体支援総室といたしましては、予算額29億9,830万円余をお願いするものでございます。

なお、比較増減のところでは約18億円の減となっておりますが、これは特別会計で農業改良資金がなくなったということと、それから、22年度に林業の特別会計で定期的な資金の出し入れをする必要がございまして、22年度はちょっと膨らんでおりました。それがなくなった関係で17億7,000万円ぐらい特別会計で減になっているというのが主な要因でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○佐藤農業技術課長 農業技術課でございます。

資料の34ページをお願いします。

農業総務費のうち、農政企画推進費の説明欄の県認証制度等のさらなる周知強化事業でございます。

その農林水産物としましては、熊本型特別栽培農産物「有作くん」、それから熊本産の原木栽培シイタケ、それと県適正養殖業者認証制度のこの3つにつきまして、量販店等での販売促進活動及びテレビ番組での紹介などに取り組みまして、その認知度向上、信頼の向上による所得向上につなげてまいりたいと、それぞれ経費をお願いしております。

一番下の段の農業改良普及管理運営費でございますが、県下11地域の農業普及・振興課の管理運営費をお願いしております。

35ページをお願いします。

一番上の段の農業改良普及推進費でございます。普及員OBなど31名の方々を地域農業サポーターとして県下各地域をお願いしておりますが、その活動支援と、そのほか、緊急雇用創出基金事業を活用して非常勤嘱託を雇用しました多様な新規就農者とか、新品種導入農家等に対する巡回相談、それから営農状況調査を行う経費をお願いしております。

36ページをお願いします。

上から2段目の農作物対策推進事業費でございますが、増加しております農産物の鳥獣被害を防止するため、説明欄2番のマル新、地域ぐるみの鳥獣被害防止対策パワーアップ事業におきまして、国の交付金を最大限に活用しながら、県単事業を組み合わせ実施する、それこそ地域ぐるみの被害防止対策を支援する経費をお願いしております。

一番下の段の土壤保全対策事業費では、次のページに続きますが、農地・水・環境保全向上対策に係る農業活動への支援や、環境保全型農業に取り組む農業者等への支援のほか、くまもとグリーン農業への取り組みを拡

大させるための理解促進活動を行うものでございます。

37ページ中段の農用地土壌汚染防止対策事業費では、農地土壌のカドミウム濃度を減少させるための技術の実証を行うものでございます。

一番下の段の病虫害発生予察事業費では、次のページに続きますが、病虫害の発生状況を調査し、効果的な防除技術などの情報提供を行うものでございます。

次の段の農薬安全対策費では、農薬販売業者や生産者への農薬安全使用のための周知指導に係る経費等をお願いしております。

以上、農業技術課としまして、一般会計で23億9,000万円余をお願いしております。よろしく申し上げます。

○本田農産課長 農産課でございます。

資料の39ページをお願いいたします。

まず、左側3段目の農作物対策費のうち、主な事業につきまして御説明を申し上げます。

まず、農作物対策推進事業費についてですが、右側説明欄の農業者戸別所得補償制度推進事業についてでございますけれども、4月から本格実施となります農業者戸別所得補償制度の円滑な実施のために、農業者への制度周知等に係る経費を県地域の水田協議会に助成するものでございます。

次に、下段の米麦等品質改善対策事業費についてですが、主な事業は40ページをお願いいたします。

説明欄6番の熊本地土地利用型農業緊急支援事業につきましては、米、麦、大豆等土地利用型農業の担い手組織の育成のために、市町村の計画に基づきまして、生産体制の構築や施設機械等の再編整備を支援するものでございます。

41ページをお願いいたします。

畑作振興対策費でございます。

右側説明欄4番の魅力あるくまもと茶づくり支援事業につきましては、高齢化した茶園の更新並びに県産茶のブランド確立と消費拡大のためのPR活動の支援を行うものでございます。

42ページをお願いいたします。

い業振興対策費についてですが、説明欄1番のくまもと畳表価格安定対策事業につきましては、国の畳表価格安定制度につきましては県の上乗せを行うものでございます。

続きまして、43ページをお願いいたします。

生産総合事業費の8億9,832万円につきましては、農作物の生産安定や低コスト化、高品質化等に向けまして取り組みを進めるため、土地基盤や機械施設等の整備を総合的に行うものでございます。

44ページをお願いいたします。

説明欄4番の県産米粉パン地産地消促進事業につきましては、小中学校の給食で県産米粉パンの利用促進を図るために助成を行うものでございます。本年度の利用状況を踏まえまして、これまでの仕組みの中で毎月1回を新たに米粉パンの集中実施日とすることによりまして、一層の利用促進と普及定着を図りたいと考えております。

45ページをお願いいたします。

説明欄10番のくまもと型飼料用稲生産流通モデル推進事業につきましては、飼料の自給率向上と安定供給及び水田の利用向上を図るために、低コスト生産団地を緊急に育成しますとともに、飼料用米等による耕畜連携の広域モデル体系を構築するものでございます。

以上、農産課といたしまして、21億5,000万円余の予算を計上させていただいております。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○城園芸課長 園芸課でございます。

資料の46ページをお願いいたします。新た

な取り組みを中心に御説明いたしたいと思っております。

農作物対策費の野菜振興対策費2億1,200万円余ですが、恐れ入ります、48ページをお願いいたします。

48ページの説明欄9でございます。

木質バイオマス加温機実証実験事業は、木質バイオマス資源の有効活用に向け、林業振興課と園芸課が連携して取り組むもののうち、園芸課が担当するものです。林地残材で製造した木質ペレットを利用した加温機の現地での実証試験とクリーンエネルギー野菜の事例調査に要する経費でございます。

その下の説明欄10のくまもとオリジナル園芸品目戦略的推進事業は、農業研究センターで育成しました熊本オリジナルのイチゴ「ひのしずく」、花のカラーを、高品質で安定的に供給するための取り組みや出荷体制づくりに対する補助等でございます。

49ページをお願いいたします。

49ページの果樹振興対策費4,900万円余ですが、説明欄2の魅力あるくまもとブランド園芸産品づくり推進事業は、際立つ甘さが好評な高級ナシの「秋麗」や7月のお中元まで出荷できるデコボンなどに平成21年度から取り組んでいますが、新たに23年度から渋皮がむけやすいクリの「ぼろたん」や生産量が全国2位のトルコキキョウを加えまして、くまもとイチ押しブランドづくりに向けた生産拡大と品質管理体制等の整備への補助を行うものでございます。

50ページをお願いいたします。

50ページの説明欄5のくまもとの果物・花の品質・生産力維持支援事業は、ふるさと雇用再生特別基金を活用した事業で、果樹及び花卉の産地において品質や生産量を維持するため、選定や収穫選別作業などを任せられる人材の育成確保を図ります農作業の受託雇用システムづくりを行うための経費でございます。

以上、園芸課としましては、3億7,600万円余の予算をお願いしております。御審議のほどよろしくお願いいたします

○高野畜産課長 畜産課でございます。

資料51ページをお願いいたします。

畜産振興費の畜産総合対策事業費の中の説明欄の2番をお願いいたします。

くまもと型飼料用稲生産流通モデル推進事業でございます。これは新規事業でございます。これは、飼料用米等の本格的な生産拡大、現在約640ヘクタールぐらいまでこの飼料用米が拡大しておりますけれども、広域的な連携システムを構築するための関連機械、施設機械を整備し、あわせて、県産飼料を利用して生産されました畜産物の認知度向上や消費拡大運動を展開するための経費でございます。

52ページをお願いいたします。

52ページの中段の畜産生産基盤総合対策事業費でございますけれども、これは、家畜改良のための計画交配等によりまして、種牛づくりや牛の凍結精液の制度等に要する経費でございます。

その中で、説明欄1の家畜生産基盤総合対策事業、これは肉用牛の検定とか改良効率化に要する経費でございます。

2の家畜改良増殖総合対策事業、これは主に家畜の導入に対する助成及び検定牛の購入に要する経費でございます。

53ページをお願いいたします。

説明欄3の阿蘇あか牛草原再生事業でございます。これは新規事業でございますけれども、阿蘇の代表的な風景であります草原に放牧されているあか牛の維持、再生に向けた事業でございます。草地改良等の放牧条件の整備やあか牛の導入のための補助金でございます。

中段の畜産経営安定対策事業費でございますけれども、これは肉用子牛や肉豚、鶏卵の

価格安定をする事業でございます。説明欄1の方に書いておりますように、これらの価格変動に対する農家の損失を補てんするための積立金の造成に関する助成でございます。

54ページをお願いいたします。

説明欄5の熊本県食肉輸出促進対策事業でございますけれども、これは、熊本畜産流通センターの部分で輸出対応施設はもう完成しているわけでございますけれども、既存施設、こちらの衛生レベルを高めるために行う改修に対する補助事業でございます。

続きまして、その下の6番目のくまもとの畜産物輸出台体制モデル整備事業、これは新規事業でございます。

特に、来年度から牛肉の輸出あたりを手がけていくわけですが、一応施設自体は高度な衛生管理になっておりますけれども、畜産物生産農家、こちらの方の農場の方までHACCPを導入いたしまして、高度な衛生防疫管理体制を構築するための経費でございます。

続きまして、55ページをお願いいたします。

一番上のくまもと畜産物流通戦略対策事業でございますけれども、これは、県の農業研究センターで開発いたしました「天草大王」「ひごさかえ肥皇」等の県産畜産物の競争力強化のための条件整備や消費拡大にかかわる経費でございます。

続きまして、家畜衛生・防疫対策事業費のうち説明欄2の部分でございますけれども、家畜衛生管理指導事業でございますが、これは食の安全、安心の確保のための検査、指導及び死亡牛のBSE検査等に要する経費でございます。

56ページをお願いいたします。

56ページの説明欄の3ですけれども、家畜伝染病防疫対策事業でございますけれども、家畜伝染病の防疫予防及び蔓延防止のための検査やワクチンの接種、特殊疾病等の検査に

要する経費でございます。

説明欄の5の家畜保健衛生所基盤強化事業でございますけれども、これは、家畜保健所の体制整備のために、特に現在獣医が非常に不足しているような状況でございます、獣医学科の学生あたりのインターンシップ、こういったものをする経費及び現在口蹄疫とか鳥インフルエンザ、こういったものがありますので、そういった部分の現地演習を行う経費をこの中に組み合わせてもらっております。

続きまして、57ページでございます。

公社営畜産基地建設事業でございますけれども、畜産飼料の自給率向上を図るために、基盤整備に係る経費でございます、23年度は計画策定のための費用となっております。

以上、57ページが一番下段に書いておりますけれども、畜産課合計で23億6,700万円余の予算をお願いするものでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○宮崎農村計画・技術管理課長 農村計画・技術管理課でございます。

58ページをお願いいたします。

一番下の国営土地改良事業直轄負担金でございますが、説明欄にございますように、完了地区を含めまして、4地区の国営土地改良事業に対する県及び地元の負担金でございます。

59ページをお願いいたします。

下段の土地改良施設維持管理事業費でございますが、これは土地改良施設の整備補修に要する資金造成、それから管理体制の整備、施設の省力化などに要する経費でございます。

61ページをお願いいたします。

農業農村整備調査計画費でございますが、その中で新規事業につきまして御説明をいたします。

62ページをお願いいたします。

説明欄の一番上でございますけれども、

(5)農業水利施設等地域保全計画作成でございますが、現在取り組んでおります基幹的な農業水利施設の機能診断結果、こういったものを活用いたしまして、地域の保全計画を作成することなどに要する経費でございます。

次に、その下の2でございます。

小水力・太陽光発電導入モデル事業でございますが、農業分野の新エネルギー関連の取り組みということで、農業用水、それから太陽光を活用して、発電施設をモデル的に設置するための経費でございます。

その下の3番でございます。

農業用水活用型ヒートポンプ導入検討事業でございますが、農業用水を活用いたしました水熱源ヒートポンプにつきまして、導入に当たってのコストの検討などを行うための経費でございます。

一番下でございます。4の畑地利用地下水かん養モデル事業でございますが、白川中流域の畑地におきまして、地下水涵養を促進するために、畦畔の設置や効果の検証などを行うための経費でございます。

63ページをお願いいたします。

下段の県営土地改良調査計画費でございますが、これは、国から補助を受けて実施いたします県営事業の実施予定地区の事業契約の策定等に要する経費でございます。

65ページをお願いいたします。

説明欄の上から2番目にマル新とございます。3の農地情報図負担金でございますが、耕作放棄地の解消でありますとか、農業水利施設の保全管理等に利用するために、来年度から運用が開始をされます農地情報図、これにつきまして、県、市町村、農業関係機関で共同利用するための経費の県負担分をお願いするものでございます。

一番下でございます。農業農村整備推進交付金でございますが、市町村の推進計画に基づきまして、市町村などが行います農業農村整備、これを支援するために県が市町村に交

付する交付金でございます。

66ページをお願いいたします。

上から2段目でございます。海岸保全直轄事業負担金でございますが、現在国が実施しております玉名・横島地区の直轄海岸保全施設整備事業の県負担金ということでございます。

一番下に課計がございますが、農村計画・技術管理課といたしましては、総額28億4,000万円余をお願いしております。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○田上農村整備課長 農村整備課でございます。主なものについて御説明させていただきます。

67ページをお願いします。

農業総務費の中段の山村振興対策事業費でございます。

これは、中山間地域等直接支払事業等に要する費用でございます。前年度に比べまして12億5,300万円余の減額となっておりますが、これは基金事業が廃止されたことによるものでございます。

次に、69ページをお願いいたします。

土地改良費でございます。

最下段の県営かんがい排水事業費は、農業用水施設、排水路、排水機場等の整備を行うものでございます。10地区の予算を計上しております。

次のページをお願いします。

最上段に債務負担行為の設定をお願いしておりますが、これは山鹿市の南島地区の排水機場の整備に要するものでございます。

2段目の農道整備事業費でございます。農道の新設、改良を行うものですが、20地区の予算を計上しております。

最下段の県営畑地帯総合整備事業費は、畑地帯のかんがい、区画整理、農道等の総合的整備を行うものですが、4地区の予算を計上しております。

71ページをお願いいたします。

2段目の県営中山間地域総合整備事業費は、中山間地域の農業生産基盤整備等を行うものですが、2地区の予算を計上しております。

最下段の県営経営体育成基盤整備事業費は、区画整理、用排水施設、農道等の整備を行うものですが、20地区の予算を計上しております。

次に、72ページをお願いします。

最下段の戦略作物生産拡大関連基盤緊急整備事業費でございます。

新規の国の補助事業でございます。戸別所得補償制度を推進するために、米、麦、大豆等の戦略作物や地域の主要な作物への転換が図られるように、営農の支障となっている用排水路等の生産基盤の整備を行う事業です。基盤整備事業の厳しい予算の状況を踏まえまして、現在実施しております県営事業と事業内容が合致する地区におきまして、この事業を活用して事業推進を図るものでございます。経営体育成基盤整備事業や中山間地域総合整備事業など、4事業20地区の予算を計上しております。

73ページをお願いいたします。

最上段の農地・水・環境保全向上対策事業費でございます。

説明欄1の農地・水・環境保全向上対策事業は、平成22年度と同額を計上しております。これは、これまで行っております農地、水の資源保全活動支援でありまして、地域ぐるみで保全管理を行っている活動組織を支援するものでございます。

2の農地・水保全管理支払事業は、平成23年度からの新規事業であります。

これは、農地・水・環境保全向上対策事業や中山間地域等直接支払事業に取り組む地域や集落が老朽化した農業用施設の長寿命化のための補修や更新等を行う取り組みを支援するものでございます。

最下段の農業農村整備緊急対策事業費でございます。

新規の県単独事業であります。国の基盤整備予算削減の影響を最小限にとどめるため、地域活性化・公共投資臨時基金を活用した緊急対策として、継続地区の県営農業農村整備事業の一部を実施するものでございます。かんがい排水事業など、6事業36地区の予算を計上しております。

次に、74ページをお願いします。

農地防災事業費でございます。

最下段の海岸保全事業費ですが、高潮等の災害から背後地の農地や家屋を守るため、堤防や消波工などの新設、改良を実施するもので、12地区の予算を計上しております。

76ページをお願いいたします。

最上段の農地防災事業費は、防災ダムやため池等の整備、改修を行うもので、10地区の予算を計上しております。

2段目の農地保全事業費は、農用地の土壌浸食、のり面崩壊等の災害発生の防止を行うもので、6地区の予算を計上しております。

77ページをお願いいたします。

農地災害復旧費でございます。

中段の現年団体営耕地災害復旧費ですが、平成23年度に発生が予想される災害の復旧に備えまして、4億3,500万円余を計上しております。

以上、農村整備課としまして、最下段の課計でございますが、160億円余を計上しております。農業、農村の持続的発展を図るため、ハード事業及びソフト事業について、それぞれ地元の御要望にこたえていきたいと考えております。御審議のほどよろしく願いいたします。

○河合森林整備課長 森林整備課でございます。

森林整備課関係の予算は78ページ以降となっております。主要事業、新規事業を中心に

御説明させていただきます。

次のページをお願いいたします。79ページでございます。

森林計画樹立費でございます。5億9,000万円余を計上させていただいております。

説明欄2の森林所有者等が行う森林整備に係る地域活動への交付金の交付や、説明欄4の新規事業として、市町村の森林GIS導入経費及び市町村森林整備計画の変更に対する補助を行うこととしております。

80ページをお願いいたします。

説明欄5の新規事業です。森林・林業再生モデル事業でございます。

本事業は、県有林をモデルといたしまして、高密度の作業道と機械化した作業方法により集約化する森林施業地の設置及び森林の経営や市町村の森林計画作成の支援を行うフォレスター、これは県職員が主体となりますが、これらの育成活動を行います。

81ページをお願いいたします。

水とみどりの森づくり事業費でございます。

説明欄1から3の事業が森林整備を実施する事業でありまして、管理がなされていない森林の針広混交林への誘導や、シカの食害を受けた箇所への植林の実施、説明欄4から5の事業が県民が行う森づくり活動や森林環境教育等を行う事業でありまして、計4億円余を計上しております。

82ページをお願いいたします。

最下段の林業公社貸付金でございます。

これは、林業公社が実施する森林整備や貸付金の償還等に必要な資金を貸し付けるものでございます。前年度より県及び日本政策金融公庫への借入償還金が8,600万円余増加したことによりまして、23年度は5億1,800万円余を計上しております。

84ページをお願いいたします。

造林費でございます。植栽、下刈り、間伐などの一連の造林事業に対する補助として実

施するものでございまして、13億8,000万円余の予算を計上しております。

85ページをお願いいたします。

県有林費でございます。本事業は、分収林を含む県有林の管理や作業道、間伐の実施を行っております。

86ページ一番下の県有林造成事業費につきましては、昨年度と比較し作業道の整備が減少すること、また、87ページ1つ目の県有林処分事業は、分収林の契約期限により、分収林の販売を行う面積が多くなります。これらの結果、前年度より9,500万円減の4億6,600万円余の予算を計上しております。

以上、森林整備課総計で42億9,700万円余の予算を計上しております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤崎林業振興課長 林業振興課です。

林業振興課分は88ページから記載しておりますが、89ページをお願いします。

下段の林業労働力対策事業費で1億2,815万円をお願いしております。

説明欄の3以下の事業について説明させていただきます。次のページをお願いします。

説明欄の3、林業就業参入支援事業は、新規に林業就業を希望される方や林業参入を考えておられる建設業の方々に対して、林業に必要な知識や技術の習得のための研修を行うものです。

4の森林組合集約化施策推進体制強化事業は、森林整備等の仕事量を確保するために、森林組合が集約化施策を推進する取り組みを支援するものです。

6のくまもと森林施策集約化加速事業は、林業事業体に雇われておられます森林施策プランナーを育成するためのものであり、新規事業となっております。

91ページをお願いします。

2段目の木材産業振興対策費で635万円余をお願いしております。

説明欄の4、木質バイオマス利活用事業は、園芸課と連携したものでありまして、林地残材の利活用に向けた木質バイオマスの供給システムの調査検討に要するものであり、新規事業であります。

92ページをお願いします。

県産木材需要拡大対策費で1億6,059万円余をお願いしております。

説明欄の4、くまもと地産地消の家づくり推進事業は、県内で木造住宅を新築やリフォームされる場合、また、公共性の高い施設を民間が建てる場合に、柱材等県産木材を提供するとともに、住宅見学会を開催し県産材の需要拡大を図るものです。

93ページをお願いします。

中段の木材需給安定対策費で1億2,157万円余をお願いしております。

説明欄の2、森を育てる間伐材利用推進事業は、間伐材の利用推進のため、市町村が間伐材の搬出、流通経費の一部を補助する場合に、市町村に対し県が補助するものです。

95ページをお願いします。

下段の林業・木材産業振興施設等整備事業費で8億6,480万円をお願いしております。

説明欄の1、林業・木材産業振興施設等整備事業は、地域材の流通・加工体制の構築に必要な施設整備に対する助成を行うものです。

次のページをお願いします。

説明欄の2、緑の産業再生プロジェクト促進事業は、森林整備促進及び林業等再生基金を活用した事業で、生産性向上を図るための高性能林業機械の導入や木材加工施設、特用林産施設の整備に対する助成を行うものであります。

3の新エネルギー木材乾燥施設導入モデル事業は、太陽光を熱源とした新たな乾燥施設の整備に対する助成を行うもので、新規事業です。

次に、林道費ですが、林道事業費で20億5,

111万円余をお願いしております。これによりまして、県営林道事業、市町村営林道開設事業、大規模林業圏開発推進事業で林道の開設事業を進めてまいります

97ページをお願いいたします。

説明欄の4、森林・林業・木材産業基盤整備交付金は、林業・木材産業振興施設整備及び林道整備に係る市町村への交付金です。

以上、林業振興課としましては、98ページの下段にありますとおり42億3,446万5,000円をお願いしております。御審議のほどよろしく申し上げます。

○久保森林保全課長 森林保全課でございます。

99ページをお願いいたします。

まず、下から2段目の治山費でございますけれども、総額で43億4,000万円余を計上させていただきますいております。

治山事業ですけれども、36億6,400万円余を計上させていただきますけれども、事業内容といたしましては、山地災害箇所等において治山施設等を設置するものでございます。県内の90カ所で事業を予定しております。

100ページをお願いいたします。

上から2段目の単県治山事業費でございますけれども、4,200万円余を計上しております。これにつきましては、市町村が行う治山事業への助成でございます。

なお、県営の治山事業等につきましては、さきに御審議いただきました2月補正の経済対策として計上させていただきますいております。

次に、一番下の欄の保安林管理事業費でございますけれども、これには新規事業がございます。次ページをお願いいたします。

説明欄の4の保安林位置図再調製事業でございますけれども、これは緊急雇用創出基金事業を活用した新規事業でございます。

101ページをお願いいたします。

中ほどの保安林整備事業費として3億6,58

0万円余を計上させていただきます。これは、保安林の機能強化を図るために、植栽や下刈り等の森林整備を実施するものでございます。県内66カ所で事業を予定しております。

102ページをお願いいたします。

以上、最下段でございますけれども、森林保全課といたしましては、46億3,300万円余の当初予算をお願いしております。よろしく御審議のほど申し上げます。

○鎌賀水産振興課長 水産振興課でございます。

103ページをお願いいたします。以下、重立ったものを御説明いたします。

104ページになりますが、一番最後の欄、浅海増養殖振興事業費でございますが、これは養殖振興に関連した事業の予算を計上しております。

次のページ、105ページの説明欄の5番のところでございますが、熊本産「クマモト・オイスター」づくり事業でございますが、22年度から予算を計上しておりますけれども、クマモトオイスターの量産化試験、それと、生食でカキを出荷するための衛生管理に必要な養殖海域の調査の経費を計上しております。

次に、106ページをお願いいたします。

水産物流通対策事業費のうち、106ページの中段でございますが、4番に新規事業として、くまもと水産業の元気づくり事業を計上しております。これまでの事業を拡充する形で、従来の取り組みに加えて、さらに漁協における水産物の販売面を強化していこうとするものでございまして、販売戦略を検討し、新たな加工品開発などにも取り組んでいくものでございます。

次に、107ページをお願いいたします。

漁場環境等対策事業費でございますが、説明欄1のところがございます赤潮対策事業費でございますが、これは、赤潮の発生状況の

監視、初期発生時の粘土散布等の防除対策に要する経費を計上しているものでございます。

同じページの下段のところ、栽培漁業事業化促進事業費でございますが、これは説明欄の1番にございますけれども、みんなで育てる豊かな海づくり事業、これは水産動物種苗生産、これは放流用の種苗生産の業務委託費等を計上しているものでございます。

次のページ、一番上のところ、有明海再生拡充事業というのがございますが、これは全額国庫で有明海再生のための技術開発、環境調査等を行うものでございます。

同じページ、108ページの下から3段目のところでございますが、漁業経営構造改善事業費、これは今年度計上しておりませんが、この事業は漁協の共同利用施設などを整備する事業で、来年度から事業の仕組みが大きく変更になりまして、県を通さずに事業を実施するように市町村主体で行うようになったために計上してないものでございます。

次、110ページに飛びますけれども、最後に水産振興課の合計欄に記載してございますが、23年度は12億300万円余を計上しております。よろしく願いいたします。

○尾山漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

111ページをお願いします。

最下段の水域環境保全創造事業費でございますけれども、水産資源の回復と持続的利用のため、覆砂などの漁場の整備を行うものでございまして、6億7,733万円の予算をお願いしております。

次の112ページの説明欄の3番の赤潮対策底質改善検証事業ですけれども、これにつきましては、大規模な赤潮が発生した海域におきまして底質改善を行い、赤潮発生の防止効果を検証する事業でございます。

次に、112ページから118ページにかけまし

て、漁港建設管理費といたしまして、8つの事業をお願いしております。主なものを説明いたします。

下段の広域漁港整備事業費につきましては、広域漁港、いわゆる生産流通の拠点となる港でございますけれども、外郭施設、係留施設、水域施設などの各施設を整備することによりまして、漁港機能の向上を図るものでございます。

113ページをお願いします。

中ほどに債務負担をお願いしております。これは御所浦漁港の浮き桟橋の工事ですけれども、工期の制約から24年度に1億4,000万円の債務負担を設定するものでございます。

次に、下段の地域水産物供給基盤整備事業費につきましては、地域漁港、いわゆる県及び市町村が管理いたします地域に密着した漁港の外郭施設、係留施設、水域施設などの各施設を整備することによりまして、漁港機能の向上を図るものでございます。

114ページをお願いします。

下段の漁業集落環境整備事業費につきましては、漁業集落の生活環境の改善を図るための施設を整備するものでございます。

115ページをお願いします。

下段の単県漁港改良事業費につきましては、国庫補助事業で実施できない小規模な改良、しゅんせつ、補修を行うものでございます。

次に、117ページをお願いします。

中段の漁村再生整備事業費につきましては、既存施設の有効活用、そういった観点から、漁港施設、それから生活環境施設の整備を行うものでございまして、9カ所で実施を予定しております。

下段の漁港関係港整備事業につきましては、漁港施設の延命化及び更新コストの縮減を図るための事業費でございます。

118ページをお願いします。

下段の漁港災害復旧費につきましては、23

年度に災害が発生した場合に応急的に対応するための予算でございます。

119ページをお願いします。

最下段ですけれども、漁港漁場整備課としましては、30億8,984万6,000円の当初予算をお願いしているところでございます。よろしくをお願いします。

○村山農地・農業振興課長 農地・農業振興課でございます。

120ページをお願いいたします。主なものを御説明させていただきます。

まず、農業総務費の農村地域農政総合推進事業費でございますけれども、2億1,000万円余をお願いしておりますけれども、減額が8,500万円余となっております。これは後ほど御説明いたします。

まず、説明欄にありますとおり、1の新規の農地次世代活用対策事業でございますけれども、緊急雇用創出基金事業を活用いたすものでございまして、今後の農業者の高齢化等によりまして農地の売買や賃借等の意向が増加してくることに対応いたしまして、相談窓口の設置、それから意向調査等を行いまして、農地の有効活用と担い手の農地集積を支援するものでございます。

次の2の新規でございますけれども、くまもとの食と人が輝く地域づくり事業でございます。

県で認定をしておりますくまもとふるさと食の名人を中心にいたしまして、熊本の食の魅力を消費者に発信し農山漁村の活性を図るということで、各地域の郷土食の発掘イベント及び大都市へのPRを行うものでございます。

次に、121ページをお願いいたします。

4番の農地流動化推進事業でございますけれども、これは、農地の売買を行います県農業公社、それから貸借を行いますJAが現地指導を行います際の活動支援を行うものでござ

います。これにつきましては、先ほど8,500万円余の減額を申し上げましたけれども、本年度まで、この流動化推進事業の中に面的に集積して規模を拡大する場合に10アールにつきまして2万円の交付金を支払うという事業が含まれておりましたけれども、これが23年度から戸別所得補償制度の規模拡大加算という形に移りまして、そのことによりまして減額されております。

次、122ページをお願いいたします。

下段以下の中ほどから以下に債務負担行為の設定をお願いしております。これは、農地保有合理化事業関係の損失補償に関するものでございます。これは、1、2ともに県農業公社が農地流動化のために農地の売買を行う際に融資を受けましても、その融資元に損失があった場合に補償を行うためのものでございまして、2の方が1ヘクタール以上の場合の無利子の分でございまして、1がそれ以外の部分ということで有利子の分でございます。

続きまして、123ページをお願いいたします。

2段目にあります農業構造改善事業費でございますが、4,600万円余をお願いしております。減額が17億6,000万円余となっております。

まず、この減額でありますけれども、本年度にございましたけれども、全額国庫で機械施設整備のための補助事業、新規就農者補助ですとか、集落営農補助等がございましたけれども、これが平成23年度から国の直接採択事業ということで制度変更になりまして、県の予算を通らなくなったことによりまして減額となっております。

なお、県を通らなくなった理由といたしましては、国の説明によりますと、国が直接補助することで迅速化を図ると、それから都道府県の事務の軽減を図るためと聞いています。

そのほかは既存事業でございまして、124ページの最下段にございますけれども、農地・農業振興課の計といたしまして、7億40万円余お願いしております。どうぞよろしくお願いいたします。

○浜田担い手・企業参入支援課長 担い手・企業参入支援課でございます。

説明資料125ページをお願いいたします。

まず、農業総務費でございますが、2億2,600万円余を計上いたしております。

説明欄をごらんいただきますと、1番の担い手空白地域解消支援事業でございます。新規でございます。

中山間地を初めといたしまして、担い手不足が懸念される地域、ここにおいて、関係機関と一体となって、集落内の話し合いをベースとして、新たな地域営農組織の設立など将来の担い手の確保を重点的に支援するというものでございます。

2番目の担い手育成緊急支援事業は継続でございますが、担い手育成総合支援協議会を通じて、認定農業者の育成、確保、あるいは地域営農組織の経営力の強化、これを支援してまいりますのでございます。

126ページをお願いいたします。

中段の農業改良普及費でございますが、2億4,800万円余を計上いたしております。

説明欄をお願いいたします。

1番目の地域で育てる新農業人育成モデル事業でございます。新規でございますが、JAやその出資法人、あるいは生産組織、こういったものを核として、地域ぐるみで新規就農者を受け入れ、育成する体制、これを構築できるように、モデル的な取り組み、これを3カ年度にわたり支援をするというものでございます。

2番目の農業参入企業等研修事業も新規でございます。これは、現在農業大学校で新規就農支援研修を実施しておりますが、これに

加えまして、新たに県内での農業参入を予定している企業等の担当者、これを対象に研修を実施するものでございます。

127ページをお願いいたします。

5番目でございますが、がんばる新農業人支援事業でございます。

新規就農者の確保に向けて、情報発信や相談対応から研修、あるいは就農定着までしっかり支援をしていきたいというふうに考えております。

6番目のくまもと農業経営塾についても継続でございますが、内容を充実しながら、経営力にすぐれた次世代のリーダー育成、これに取り組んでまいります。

7番目の企業等農業参入支援事業についてでございますけれども、これにつきましては、参入時の初期投資に対する支援補助金、また、新たに農業近代化資金の借り入れに係る利子補給を行うなど、企業等の農業参入を総合的に支援するということになってございます。

なお、これに関連しまして、128ページの最上段でございますが、利子補給に係ります債務負担行為の設定をお願いいたしております。

127ページ、済みません、今のページの最下段に新規就農誘導事業というのがございます。

これにつきましても継続事業でございますが、ふるさと雇用の基金を活用いたしまして、JA等において新規就農希望者を雇用して新規の就農者につなげるという事業でございます。来年度、受け入れ先あるいは雇用数を拡充して取り組みたいというふうに考えております。

128ページの最下段をお願いいたします。

ここからは農業指導施設費でございますが、農業大学校関係の予算となります。3億6,900万円余を計上いたしております。

説明欄にマル新と書いてございます。農業

大学校用地未登記対策事業でございます。農大の敷地の一部に未登記の土地が存在するため、その解消を図るための経費を計上させていただきます。

129ページをお願いいたします。

ここから130ページの中段にかけて、農業大学校における教育実習に係る経費、あるいは施設整備等の維持管理、補修、更新等に係る経費を計上いたしております。

130ページの最下段でございますけれども、就農支援資金貸付特別会計の繰出金がございますが、これは次ページの特別会計のところで御説明いたします。

131ページをごらんいただきたいと思っております。

ここから132ページにかけて就農支援資金貸付特別会計の予算でございます。2億6,700万円余を計上いたしておりますが、これは新たに設ける特別会計でございます。後ほどまた詳しく御説明しますが、これまでの農業改良資金特別会計が廃止されますことから、新たに特別会計を設けて、就農者に対します資金の貸付事業を引き続き実施するというものでございます。したがって、説明欄にはマル新がずらっと並んでおりますが、内容についてはすべて継続でございます。

中で131ページの2段目だけ御説明させていただきますが、就農支援の貸付金の枠として2億5,000万、これは前年同額でございますけれども、これを設定いたしております。その原資については、前ページに出てきました一般会計からの繰入金のほか、国からの貸付金、これは地方債として計上してございますが、これを充当いたします。

132ページの最下段でございますが、課の予算としては、一般会計、特別会計合わせて11億3,430万円余ということになります。

引き続きまして、最後のページの141ページをごらんいただきたいと思っております。

141ページでございます。

先ほど申し上げました就農支援資金貸付特別会計条例の制定でございます。

142ページの資料で御説明をさせていただきます。

前置きになりますけれども、新規就農者に対する就農支援資金の貸付事業でございます。これまで、農業改良資金の貸付事業をやっておりました農業改良資金特別会計、先ほど団体支援総室の方で御説明がありましたが、この会計の中で間借りをする形であわせて行ってまいりました。

ところが、昨年10月、この農業改良資金が貸付主体が県から移管されるということになりまして、この設置を義務づけていた法律が改正されまして、この特別会計の設置根拠を失うということになりまして、消滅ということになりました。

ただ、この新規就農支援資金の貸付事業については引き続き実施する必要がありますため、今回新たに地方自治法に基づきます特別会計という形で設置をし直すものでございます。

なお、この新しい特別会計につきましては、従前の農業改良資金特別会計における権利義務、あるいは歳入、歳出、これを承継するという経過措置もあわせて書き込んでございます。

担い手・企業参入支援課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○板東農産物流通企画課長 農産物流通企画課でございます。

主な事業を説明させていただきます。資料の133ページをお願いいたします。

農産物流通総合対策費の説明欄1、量販店等連携農産物販売促進事業は、大消費地の量販店等との連携のもとに、県産農産物の安定的な売り場確保に取り組むことにより、販売の強化、販売の拡大を図る事業でございます。

す。

134ページをお願いいたします。

ブランド確立・販路対策費、説明欄の1、これは新規事業でございますが、多彩で特徴あるくまもとの農林水産物販売拡大事業、これは、少量でも魅力ある多くの品目を共同運送などの低コストで輸送する体制をつくるとともに、レストラン等とつながる仲卸業者に対する産地見学会、相談会等により多彩な農産物をアピールし、販路開拓につなげる事業でございます。

説明欄2のくまもとの宝トップセールス事業につきましては、県産農林水産物の国内、海外の市場確保と販売規模拡大等の取り組みを知事を先頭に支援するための経費でございます。

135ページをお願いいたします。

説明欄4、県産農林水産物輸出促進チャレンジ支援事業では、輸出促進のための情報の収集、商談会等の開催及び輸出に取り組む生産者団体等への支援を引き続き強化してまいります。

136ページをお願いいたします。

説明欄7、くまもとの地産地消総合対策事業につきましては、くまもとの地産地消推進県民条例の推進の核となる事業として組み直した事業でございます。地産地消フォーラムやサイトからの情報提供による地産地消の機運醸成活動を行うもの、あるいは地域における地産地消の拠点となる農産物直売所の機能を充実するための支援などを行うものでございます。

以上、農産物流通企画課、総額で1億9,900万円余提案しております。なお、前年と比較いたしまして非常に大きく増額しておりますけれども、本年度新設された課といたしまして、職員給与費を初め、他課で計上されていた経費をここで計上しておることに伴いましての増加が大部分でございます。

以上、御審議のよろしくをお願いいたしま

す。

○佐藤雅司委員長 以上で執行部の説明が終了いたしましたので、議案について質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○村上寅美委員 部長にお尋ねしますけれども、稼げる農業という趣旨説明がありました。トータル的に稼げる農業ということであった。ただ、この中で、非常にこれは作文としてはようできとるけど、例えばイグサは八代だな。ミカンも金峰山一帯というような地域指定はないんですか。地域指定はしてない。畜産は阿蘇とか菊池とかあるでしょう、地域に特色が。その辺を強化するという政策はないの。どこでもよかわけ。基本的なことをあなたに聞いとるわけね。

○廣田農林水産部長 ブランド化という場合は、例えばトマトだったら玉名とか八代とか、ミカンだったら熊本地区というふうに代表的なところをブランド化としてはやっています。ただ、ほかのところは違いますよというようなこともできぬものですから、だから重点的にはやっております。

○村上寅美委員 僕が言うのは、やっぱり地域性というのは、差別じゃなくて、北海道と九州は別みたいに、地球温暖化の中でやっぱり適地適作を推進していかないと、ブランド化といっても、いいブランドはできませんよ。だから、やっぱり畜産だったら、今言うように阿蘇を中心とか、イグサだったら八代とか、ミカンだったら金峰山とか、指定がある。その辺を強化しないと、そしてプロはそこにしかないでしょう、極端に言ったら。そういうところで担い手をしないと。ばつとばらまきをしないと、できないものですからと、これはあなた、それはおかしいと思うよ。拘束というか、ほかを排除するんじゃない

いんだけど、やっぱり適地適作を推進するというのが一番大事じゃないかと私は思うがね。検討してください。

それから、もう一つは、それだけこれを実行するという中には、やっぱり資金が要るんですよ。この辺の手当は、ちょっと団金から説明があったけど、十分余裕があるの。この分はあなたに聞く。

○牧野団体支援総室長 いろんな取り組みの資金につきましては、今たくさん県の資金、それから日本政策公庫の資金がございますので、その辺をいろいろ御相談があったときには広く御紹介していくということになると思うんですが、その中で、制度資金が適当というふうなものにつきましては対応できるように用意をしているつもりでございます。

特に、新しいというか、いわゆる前向き資金といいたいまいしょうか、取り組まれる資金につきましては、県の資金、それから公庫の資金、いろんなメニューの中で一番適当なものを御利用いただくというような形で相談に乗っていくような形でやっております。

○村上寅美委員 それも今のあれと一緒にね、結局御所浦の赤潮が、去年だったか、2～3年前だったかな、あのとき行ったとき、元気者の組合長が言ったけど、説明したけど、制度はあるけど借ろうとしたときには借りられぬじゃないかと。というのは、残債があるわけよ。はっきり言ってね。だから、せっかくなつくった制度だけど、資格のある人は少ないんですよ。

だから、その辺を、特に農政の場合は何だけど、水産の方の場合は、その辺の法整備が——ましてや、例えば運転資金とかなんとかというのは、中金で平成何年だったかな、改正中小企業漁業資金というのを国がつくってくれた。これは、水産業が、要するに県漁連が金融業をやっていないということに対しての

適用だということで、岡山と熊本だけのためにこれはつくってくれた。渡辺好明先生が、水産庁長官のときね。このとき基金で熊本も10億ぐらい積んどったのかな。これは生きてるんですか、まだ。

○佐藤雅司委員長 前回もこの件は出ましたので、牧野室長しっかり答えてください。

○牧野団体支援総室長 今御指摘がございました制度は、いわゆる漁業信用基金協会が保証しやすいようにする制度でございまして、今少し制度が変わっておりますが、むしろそれにかわるものといたしまして、21年、22年は、セーフティーネットの緊急保証制度というのが、むしろそちらが使いやすいような制度になっております。23年、24年につきましては、予算は関係ありますが、さらに緊急保証にかわる制度といたしまして、今聞いておりますところでは、要望といたしましては無保証人型漁業融資促進事業というのがありますが、同じような希望するような制度が、これは国全体で使えるようになっております。ですから、本県といたしましては、その辺をどのように活用するかということになると思いますので……。

○村上寅美委員 それは、銀行はどこでも適用するの。中金だけじゃないの。

○牧野団体支援総室長 今のところ、今聞いている限りでは、金融機関は民間でも可能と聞いております。

○村上寅美委員 今のところ——。

○牧野団体支援総室長 そうじゃないかと思っています。

○村上寅美委員 要するに、改正中小企業の

基金というときに適用ができたときは、これは中金で組合が転貸と、生産者に貸し付けるということだから、生産者の保証を組合がしとるから、だからあれは意外と借りやすいんじゃないかなというのが1つ。

だから、そういう制度、それから、それはセーフティーネットみたいにして、これは基金で積んで、それは組合に迷惑かけないというような制度だったはずですよ、当時。それでなくてもいいんですよ。要するに、漁業者が借りやすい、そうしないと枠で貸さないんですよ。これは農業も一緒かもしれぬけれども。

だから、不用意に何でもかんでもセーフティーネットで貸せというんじゃないくて、やっぱり担い手とか、これは本気でやる気があるとかというのには貸してくれぬと、おやじの借金だもん。そがんだらう。これで本当に後継者がやろうと思っても、こがなかぶつとるもんだから身動きとれぬわけたい。だから、その辺を研究してください。

それから、漁港課長、もう1点。

この融資枠2億の中に、海面という形だけ——何ページだったか、海面というだけだけど、内水面は入らないの、これには。何ページだったかな、融資の中。

○佐藤雅司委員長 何ページでございますか。

○村上寅美委員 よかです。迷惑かけるとかぬけん、後で団金と3人、ちょっと教えて。

○前川収委員 今、村上先生がおっしゃった話は、前回の委員会でも私も指摘したところなんですけれども、結局目的があって、今回赤潮で被害が出たとか口蹄疫で被害が出たとかという、そういう目的があって、そのことの補てんのためにつくられた資金であって

も、従前の借り入れ残債がいっぱいあって、結局、そのために借ろうと思っても前のものを引っ張ってて借りれないという現実があるということ。

そのことが、皆さんはつくりましたとおっしゃっても、現実的には、窓口は同じところ、例えば農協なら農協が前のやつまでひくくめて審査しちゃうものですから、なかなか借りられないから、つくっても使えないという現状については、もうこの間も指摘したとおりですから、ぜひ、今後しっかりそういった内容について——むちゃくちゃに便乗借り入れをするとか、そういう部分に注意を払うことは、これはもう当然必要だと思いますけれども、純粹にそこに被害が出ていることはわかるわけですから、調べれば。それに対する補てんという部分は、これまでの部分とはちょっと切り離したような形でやっていただけるようお願いしておきたいと思えます。これはもう答弁要りません。今村上先生からもお話があったとおりです。

それから、全般的な話なんですけれども、予算総括表を見ますと、もう三角三角がずらっと並んで、今年度予算総額、農林水産部526億余ということですね。前年度の比較から見れば、88億9,000万円余の減額ということで予算がこうなっています。

私たちの実感からいえば、決してそれは農林水産全般から見て去年よりよくなってきたから、もうこういった予算は要らないよという——もちろん、要らない予算を組めと言うつもりは全くありませんから、要らないなら減らしていいんですけれども、到底実感から見ればそうじゃないという感覚で、むしろ逆に去年の例の農業の施設費関係、土地改良関係のひずみというんですかね、国ががくつと予算を削っちゃった部分の補てんができてないとか、非常に大きくそういった部分が出ていると思えますけれども、主な要因というのはなかなかこれは答えにくいかもしれません

けれども、ずらっとほとんど三角ですから。

部長もしくは次長でも結構です。どなたでも結構ですけれども、こういう予算になっているトータルの状況について、理由について、ちょっとお話をまず聞きたいと思えます。

○廣田農林水産部長 一応22年と23年度の予算を比較した場合、先ほど中山間等であった、県を経由しなくなったと、直接行くというようなことでの減額が30億ほど、それと公共事業縮減等によるものが、農道整備、県営中山間、海岸保全、こういったもので57億ほどございます。そういうことで、80億ほどがそういった国の方の予算の執行の仕組みを通じて減額になったというふうに考えます。

ただ、一方、例えば米の戸別所得補償あたりで、この前もちょっと御報告したように、価格の分だけで39億、それと1万5,000円の分で60億、すべてトータルすると110数億ぐらいが別途県を経由してないような形になっておるものですから、熊本県全体を通じると、同じぐらいの金額は来とるわけですが、県の予算は経由しなくなったと、そういうことが一つの大きな原因だろうというふうに思っています。

○前川収委員 多分それだろうなと思っていました。今回特に目立ったのは、いわゆる農業関係の機械補助等々が、市町村から県の振興局を通じながら県庁に上がってきて、3分の1とかいろんなケース・バイ・ケースで機械トラクターとかコンバインの補助なんかが出ていたやつが、今後国が直でやるということがさっきちらっと説明の中で聞こえましたので、あらっとびっくりしたんですけれども、そういうものが結局積み重なったということだと思いますけれども、よくわからないんですが、国が直接やりますと言ったって、国の出先機関なんて、それは市町村にはない

ですよ、正直言って。だれがやるんですか。要するに、実態調査、申請とか、今は市町村がそこをちゃんと調べた上で上げてきますよね。基本的には、国が直接やるということは、要するに市町村から国に直接上げるという仕組みになるということですか。御答弁をお願いします。

○村山農地・農業振興課長 農地・農業振興課です。

先ほど、従来からありました施設整備関係、機械関係が直接国がやるとなりました。これは事業主体が市町村だったりJAだったりするわけですが、実は、これは21年度までは国が直接やってあったやつを、やはりそれでは担い手の状況がわからないからということで、各県から要望して22年度県を通るようになったやつなんです。また23年度は国に返すということなんですけれども、23年度のやり方がちょっとまだ具体的にわかってないんですけれども、21年度の例を見ますと、例えば要望調査をするときには、一応県を通して市町村あるいは農業団体からやると。ただ、実際の交付事務につきましては、直接国がやるというふうなことになっておりましたので、恐らく23年度もそんな形でやるのではないかと考えております。

○佐藤雅司委員長 麻生次長、何か補足はありませんか。さっき手が挙がったけど。

○前川収委員 いいですよ、別に。今の答弁でいいんですから、私が聞いてるんだから。

○鎌賀水産振興課長 水産関係の漁協関係、あるいは市町村も事業主体になりますけれども、先ほどの説明と同じように、市町村が主体で計画をつくりまして、それを直接国と協議するという形で、県がどのように関与するかというのは義務づけられてもいませんし、

明確な形にはなっておりません。市町村と国が直接やりとりをするという形になっております。

○前川収委員 それは、県が中2階だから、県の分を省いて国と市町村と直接やりますという話であるならば、市町村が直接農政局かなんかに行くのか。そういう打ち合わせとか、実態調査とか、農政局なり、国なり、最終的にはね。そういったものを県が統括せずに、市町村がばらばらやるという話になるわけですか。県全体の調整機能というのが、私は県にはあると思うんですよ。額の問題は別としてですよ。

例えば、どこどこの市町村からごんと上がってきましたと、何十件とありましたと、どこどこの市町村からは少ししかありませんでしたと、これは情報がどう伝わっているかという部分も含めて、本来はやっぱりそこはある程度調整するじゃないですか、中身が同じならば。同じ需要があるという前提があるならば、それは菊池ばかりたくさんやるのかぬたい、熊本市の方も要望があるんだからという、そういう調整機能というのは県しか多分できないだろうと、全県単位の中では。そういうのはもうなくなって、あとは市町村が頑張るとってきなさいということになるということでもよろしいんですかね。農政の方はちょっと言い方が違うんだと思うんですね。調べるのは県が調べますと、交付だけを直接国がやるということですか。さっきの水産関係とは少し違うかなと思いましたがけれども。

○佐藤雅司委員長 以前から、やっぱり農協へ直だとか、直で農協の職員が集めたりして、市町村とか県を経由しない事業というのがたくさんありました。私もいつも疑問に思っておりましたけれども。

○村山農地・農業振興課長 この経営体育成交付金という21年度の分を説明しますと、県の役割は、一応事前の要望というのはどのくらいの枠がありますかという、そういうやつは県を通過していたと。でも、実際の補助申請とかになると、県を通らずに行くというような形になっておったということです。

それで、県の全体の調整機能につきまして、これは実は県の方も出してきたやつというのは、例えば点数制をやりまして、この事業をやることによって認定農業者をどれくらいふやすんだとか、あるいは農地集約化はどれだけするんだという目標がありまして、それがポイント制になりまして、それを積み重ねたやつで全順位が決まっていくというような形のシステムチックになっておったものですから、全体的にいろんなものが上がってきて県で調整するというやつではありませんで、それがそのまま国に上がって、国が事業費の予算の枠の中でここまでというようなことでやるということで事業が決まっていたということでございます。

○前川収委員 私は、地元でずっと、トラクターが必要です、コンバインが必要ですと、大体大規模化していかなきゃいけない。こういう機械補助というのは、機械だけの話じゃないんですね。その前提が必ずあるわけですね。

基本的には、集約して集落営農を進めていきたいと。集約化ができました、集落営農ができた、ある程度できたならば、やっぱり機械を共同化していこうということの中から機械が必要だという話が生まれてきて、今の機械補助というものに段階的につながっているわけですね。

つまり、もちろん国がやっている政策もそうですけども、県が取り組んできた、例えば米粉の生産とか、それからホールクroppサイレージの話とか、こういった政策の中か

ら必要な機械補助というものが生まれてきて、これは国の政策だけじゃないんですね。県の政策——日本国じゅう全部金太郎あめの政策をやっているわけじゃないわけですから、熊本は熊本米粉を一生懸命やりますとか、そういった独自性というのがあって、熊本県が独自性を持ってやってきた政策の延長線上で、必要だからという大前提の中で補助も含めて機械補助というのは導入されてきたと思っていますけれども、県の政策判断というものが今後通らない中で、機械補助が——もちろん全部じゃないと思いますよ。国が直接やる分だけだろうとは思いますが、機械補助が通らない、通っていかないということは、県が今からやっという独自の農業政策とか、水産政策もそうだと思いますけれども、そこと国の政策がリンクしなくなるということになる可能性があると思うんですよね。

農業政策というのは、もちろん大もとは国で、国がどんとやらなきゃなかなか難しい部分はあると思います。しかし、そういう中でも、各県がやっぱり独自性を出しながら営農計画をつくったり、簡単にいえば集落営農をどうやっていくとか、そういったものをしっかりつくってきたじゃないですか。今の主流は、やっぱり集約化してきて、集落営農化して行って、もっと先に行ってる所も大津なんかにはありますけれどもね。株式会社までやってらっしゃるところなんかもあるけれども、そういった地域の個別の政策が、県の政策とリンクしながらやっという、その延長に機械補助があるというふうに私は思っていたけれども、今後はそうじゃ——今後はというか、その辺はどうなります。わかりますか。

○麻生農林水産部次長 今課長から申し上げたのが制度としての実態ですので、基本的には県を通らずに市町村と国がやるという、こ

ういう仕組みは現行の仕組みだろうと思います。

ただ、前川委員がおっしゃったように、県との関係におきましては、基本的に市町村及び農協等々につきましては、県が進めている施策に呼応して、機械が欲しい、施設が欲しいということで、私どもの方に基本的な情報が入ってきます。

そういう中で、現場としては補助事業が受けられればいいわけですので、県を通る間接補助事業を選択される場合と直接予算等の関係でされる場合と2つありますので、そういう意味では、国の制度とは別に、基本的には県が情報を収集して、あるいは、おたくの場合は直接採択が有利だと思いますのでこういうのでどうでしょうかというふうな指導は、基本的にやっております。

ただ、今一部、これは実態ですけれども、そういう私どもの情報に入らない、申し上げていいかどうかわかりませんが、法人系統でなさる、なかなか農協、市町村等行政のパイプのない方は、これは国の制度ですので直接申し込むというケースもありまして、その辺は、私どもも、県の立場として、国には、そういうものについても県はやっぱりいろんな意味で関連があるのできちっと情報をくださいというふうな申し入れは常日ごろからやっているところでございます。

○前川収委員 ぜひ、今麻生さんがおっしゃったとおり、国が直になりましたから県は関係ありませんとおっしゃらないでください。いろんなメニューがある中の一つだということで、国直だという話で少し安心しましたけれども、それはどれがいいのかというのは全体の政策の上に立って話さないと、機械の補助だけは国からやりますからと、ほかの政策は市町村とか県でやりますからと、分離されたら農業は成り立ちませんよ。農政は進まないと思いますので、ぜひ、その点はしっかり

連携をとって、窓口は県の中にもとっていたきたいと思います。

それと、済みません、ちょっと時間がかかって申しわけないんですけども、もう一つの要因になった国直の公共事業的な事業、基盤整備ですね。農林水産業の基盤整備事業の中で約57億円事業が減ったということ、今さっき一番最初の農林水産部長の御答弁でいただきました。去年も、たしかもう4回も我々は土地改良事業の増額分についての意見書をお願いしたいということで意見書を4回出してきて、ことは少しふえるかなというふうに期待しとったら、さらに57億減ってきたということだと思いますけれども、ちょっと内訳を、アバウトでいいですから、さっき説明があったと思いますけれども、農業分野、それから林業、水産、ちょっと3分類で教えていただければと思います。

○宮崎農村計画・技術管理課長 私の方から農業農村整備の関係で申し上げます。

前回の委員会でも少し御説明をいたしましたけれども、昨年度のハードを中心にした農業農村整備事業、例えば農村整備課と当課の計とは少し異なる部分もございますけれども、これについては、当初予算で127億円を計上させていただいております。

来年度の当初予算につきましては、先ほど農村整備課の方から御説明をいたしましたけれども、単県事業を加えるというようなことで若干戻しましたけれども、当初予算としては108億円を要求させていただいているところでございます。ですから、19億円の減ということでございます。

○佐藤雅司委員長 ほかの経費については…

○河合森林整備課長 林業関係につきましては、22年の当初の公共といたしましては85億

円余りでございまして、23年度当初は76億余りという状況でございます。これにつきましては、経済対策等先議等をお願いしておる分もつけ加えますと、22年当初よりも多い金額というふうになってございます。補正予算の分……。

○前川収委員 補正を言い出したら、もうわからなくなりますから、当初当初で比べないと比較にならない。

○河合森林整備課長 当初でいけば、76億で大体85.7%程度というふうな形になってございます。

○前川収委員 ちょっとごめんなさい、額で言ってもらえます。

○河合森林整備課長 23年の当初の公共分だけで行きますと、76億7,000万円余ということになってございます。

○前川収委員 マイナスで……。

○河合森林整備課長 マイナスで約9億円でございます。

○前川収委員 水産関係はわかります。

○尾山漁港漁場整備課長 対前年比92%ということですから、3億程度減ということですね。

○前川収委員 さっき、公共が57億ぐらいマイナスだと部長はおっしゃったようだけど、足しちゃうとそんなにはなってないですよ。31億ですよ、今の農林水産でいくと一いいです。そんな細かな話は仕方ないので、あれなんですけれども……。

○佐藤雅司委員長 宮崎課長、単県分のあれで農業農村整備が幾らになったか、何%になったか。

○前川収委員 済みません、僕は単県分を聞いているんじゃないですよ。国庫補助分じゃないと比較にならないんだから、それを聞いているんですよ。単県で補てんした分は別ですよ。それは知っていますからね、単県を補てんしていることは。ただ、我々が22年度、委員長、4回も意見書を出したという前提があって、そして国庫、国から来る予算が今どうなっているのかということがわかりたいわけですよ。それがわからないと意味がない。単県で補てんした分は別ですよ。

○宮崎農村計画・技術管理課長 先ほど私が申し上げましたのは、単県事業を含めておりましたので、それを除きますと単県事業で18億円計上しております、当初でいきますと90億円が国からの補助事業ということでございますので、37億円の減ということでございます。

○前川収委員 なるほど。それは林も水も同じ計算ですか。

○河合森林整備課長 林は同じでございます。

○佐藤雅司委員長 水産の方は。

○尾山漁港漁場整備課長 単独も含めたところで、今話していますけれども……。

○前川収委員 じゃなくて、国庫補助だけでは比較できません。

○尾山漁港漁場整備課長 3億ですから、ざっと言うと2億ぐらいという話になります。

○前川収委員 2億ぐらいが減ったと、国庫が入ってっていると。県も減らしたわけ、水産は。

○村上寅美委員 関連でちょっと1点だけ。

部長、これは情報収集ということじゃなくて、やっぱりJAも含めて、それから市町村も含めて、県が中心になって、定例会とか協議会をつくるべきですよ、これは。そうしないと、情報は国からも通る、いろいろ通るけれども、一応協議会を通じて提出してくれということをして、そしてやっぱりこれはしないと、今前川君が言ったように、情報を県が知らないと、県がうろたえてとってさるくというのね、ちょっとだから、私は、これは定期会議をぜひ設けて、そして、それにJAも、オブザーバーでもいいし、メインでもいいし、直接行くならオブザーバーじゃない。そういうところで、やっぱりほかのは全部県が絡んだら……。

○前川収委員 いいですか。済みません、そこを言いたかったんです。

僕は、前も一回指摘したと思いますけれども、我々は地域でしっかり活動しています。それは選挙云々関係なしに議員という立場でやっている。それぞれの例えば農業でいけば、土地改良の皆さんから物すごい苦情とか心配の声が直接来るんですよ。都会の人は知りませんが、多分中村先生なんか一緒にいます。どがんなつとですか、来年は、ことしはという話で、今までやってきた事業ができなくなると、簡単に言えばですね。そういう話が直接来ます。

それで、じゃあなぜだという話を、我々がわかる範囲ではちゃんと説明はするんですけども、やっぱりそれは説明不足ですよ。我々は執行部じゃないので。今村上先生がおっしゃったとおり、ことしの予算はこうですと

いう話の中で、実は国の予算がこうなっていて、本来、今まで国でやってた予算分を我々が工面しながら単県費を使ってこれだけカバーしていますけれども、それでもこれだけ減っていますということは、やっぱりきちんと正確に伝えてもらわないと、簡単に言えば県は何しよつとですかというふうに言われてしまうわけですよ、我々は、簡単に言えば。

県は、皆さんやるべきだという思考は同じように持ってらっしゃる。我々と同じ認識を持っているにもかかわらず、何で県はこういう予算をつけてくれないんですかと言われるわけですよ、率直に。それは違うと、県がつけてないんじゃないくて国の予算がこうなっているんですと言ったって、それはわからさんです、正直言って。

ですから、やっぱり実態を、去年50数%、6割ぐらい、土地改良の方は農村整備事業は6割ぐらい削られたということで大ショックだったですよ。本当に現場は困りました。その上で、またさらに削っているということでしょう。ですよ、今の数字から言えば。やっぱりこの実態は、県が努力しながらカバーをすることは、もうぜひやってください。そこは本当に皆さんの応援団で頑張りたいと我々も思っています。私も思っています。

とはいえ、やっぱりカバーし切れませんよ、ここまでやられたら。ということは、結局農業政策の中で、農業基盤——農業だけ例えば、農業基盤が今どういう状況になって、そして、その農業基盤を整備するために何が重要かということがほとんど表面的には出てきてないんです、話が。違う話で、生産の方の、今部長もおっしゃったけれども、戸別所得補償を幾ら来ましたという話、それはいいですよ、それはいい。しかし、その基盤をつくっているのは何ですかといえば、農業ですよ。用排水路とか農地があったからこそ、維持できているからこそ生産ができていくわけであって、この部分はがばつと削っ

て、これから何年後にどうなるんだろうと思うような状況をつくつといて、ただ生産のところだけ補てんしているという、頭でっかちになっているのが今の農政だと私は思っていますから、ぜひ、さっき村上委員がおっしゃったように、そういう実態を、市町村とか農業団体、関係者、きちっと伝わるように何らかのやっぱり動きをしてください。じゃないと、僕らも困るんです。皆さんも困っているでしょう、多分。

○佐藤雅司委員長 それについての御答弁、どなたか。

○廣田農林水産部長 一応国の状況等も、各市町村とか関係の団体あたりが集まってもらって、状況については逐一御説明を申し上げております。ただ、国の制度が根幹の部分が変わってしまうものですから、対前年度比で云々というのがなかなか難しいんですよ。

例えば、今回の農業農村整備事業も、先ほどお話にあったように、戸別所得のお金を入れるために一遍に60何%減額になって、ただ、農業農村だけを余り減額にするといかぬものですから、農林水産省の公共事業を全部薄く持ってきて1,500億円の農山漁村活性化交付金というような形で県が自由に使ってくださいというふうにされる。

今回は、それに加えて相当農業農村事業あたりの落ち込みがひどかったものですから、全国的にも国に対する要請等があつて、国もやっぱりそのままじゃもたぬというようなことで、例えば、今回は、公共事業外の、中に戦略作物生産拡大関連とか、あるいは地域活性化公共投資臨時交付金を入れておられるとか、そういう形で制度が変わってしまうものですから、前年との比較がなかなかできにくい。というようなことで、一回我々が説明してもなかなか厳しさがうまく伝わらない、何かそういうところがあつたような感じがする

んです。

それで、我々も、もう少しきっちりと調べて、実態がわかるような形で市町村とか関係団体あたりに伝わるようなことをちょっと工夫していきたいというふうに思います。

○村上寅美委員 委員長、私の提案はどのような。定期会議をして——前川委員とちょっと違うのは、前川委員は中に入っとるからね。私は、大枠で定期会議の中でやっぱり示す、市町村からも示してもらおうというようなことをして、県は全体を把握しとかないけない立場だということで、何も縄張り争いじゃないんだから。

ましてや、政令指定都市になりますよ。だから、それは非常に有効になると思うんですよ、熊本県にとってもね。それは、市だから、国と直だからというのが、この件ではなくてもいっぱい出てきますよ。そがんとは、県は、うちはもう知らぬと、法的にはそうなっとるからね。

しかし、やっぱり熊本県は、熊本県のマスタープランぐらいは、県は農政だけじゃなくてと思いますけれども、当面我々は農業県として、今前川委員が言ったように、農業に対しての情報というのは、情報を得るためにやっぱり市町村とそれからJAも参加してもらって、必要な団体があったら参加してもらって、定期会議を私はするべきだと思うけど、それに対して答弁をもらってよかですか。

○佐藤雅司委員長 情報を収集するための関係団体との連携の強化についてでございます。

○廣田農林水産部長 組織的に、今ここでそういったことというのがなかなか難しいところもありますが、少なくとも市町村とか土地改良区とかJA関係、そういった方たちと情報が共有できるような仕組み、こういったも

のはぜひ考えていきたいというふうに思います。

○村上寅美委員 もうよかったい、そがんとつ言わんちゃ。前向きに検討すると一口言うとかと。内容をあんたが細々言うたって、それは相手もおることだから。しかし、熊本県としてのモラルと権威持たな。それを言いよっとたい。

以上です。

さっきのは、一応言うばってん、28ページ、2の1。養殖経営資金2億円だろう、これは。

○牧野団体支援総室長 これは、海水養殖漁協に対する農林中金を通しました貸付でございまして、海水養殖漁協が魚類養殖……。

○村上寅美委員 よかて。内水面の入っとか入ったらぬとかだけでよかったい、おれが聞きよっとは。

○牧野団体支援総室長 これは、海水養殖漁協及びその組合員の関係だけでございます。

○佐藤雅司委員長 ほかに質疑はございませんか。

○吉田忠道委員 2件質問がありますが、まず1件。

部長の最初のあいさつの中で、認定農業者、地域営農組織等の担い手への支援を引き続きやるということで、それに関連しまして、担い手・企業参入支援課の方にちょっと聞きたいんですが、125ページと126ページに関連しますけれども、ここに125ページの説明欄の2、担い手育成緊急支援事業、あるいは次のページの4番の地域営農組織法人化関連ですね。

この関連を聞く前に、これに関連しますけ

れども、ことし戸別所得補償がスタートしておりますので、まず、その戸別所得補償の成果をどういうふうに評価されておられるのか、その担い手育成との関連をどう考えておられるのかを、支援課長にお聞きしたいんですが。

○浜田担い手・企業参入支援課長 まず、今御指摘があった点でございますけれども、戸別所得補償制度について、確かに制度の導入前に、いろいろ地域営農組織に与える影響、御心配の向き、ございました。

実際、結果として、ふたをあけてみましたところについては、一部の地域の中で、地域営農組織として戸別所得補償制度に入らない、組織として入らないというケースもございました。ただ、一番心配されておりました、戸別所得補償制度に応じて構成員が抜け落ちていく、瓦解していくという点については、影響は少なかったというふうに考えております。

○吉田忠道委員 じゃあ、これは議案99号の農村計画等のあれにも関係してくるんですか。将来の目標の方にも関連してくるんですけれどもね。要するに、県の方向としては、集落営農を推進していくということで、そして今、余り、若干足踏み状態ではあるけれども、前もって行けるという確信はありますか。

○浜田担い手・企業参入支援課長 国の農政、若干揺れているところもありますが、県としては、これまで同様、認定農業者を中核的な担い手として強化をしていく、また、ここに資源を集中していく、この方向性は変わりません。また、土地利用型農業において、地域営農組織という、このツールをしっかりと活用していく、この点もいささかも揺るぎはございません。

○吉田忠道委員 そこで、今126ページの説明欄の4番、法人化した地域営農組織における経営規模拡大や経営の多角化を促進ということで、5法人分が今年度計上されておりますけれども、この5法人というのは、現在の熊本の法人の全部ですか、一部ですか。

○浜田担い手・企業参入支援課長 この126ページの4番の事業についてでございますが、これは平成21年度から始めた事業でございます。雇用再生特別基金を利用してやっておりますが、5つの法人組織でございます。これは固定されております。

内容を申し上げますと、県下あちこちでございますが、グリーンサポートというところとか、アグリ津袋というところとか、阿蘇の三久保ファーム、アグリ日奈久、それから米田生産組合、こうした5つの生産組織に対して一番当初に手を挙げたという意味でございますが、ここで経営力強化のためのオペレーター等の雇用、これを委託しているという事業でございます。

○吉田忠道委員 私の地元にランドフォルダーというのがありまして、法人化して今先進的に取り組んでいるんですけれども、彼らの話を聞きますと、率先して法人化したけれども、なかなか経営は難しいと。だから、法人化をこれからするところに対しても、補助はもちろん大切ですが、法人したところのフォローですね、経営が安定するまでの。そういうことで、しっかりこれは取り組んでほしいということで要望しておきます。

質問の2件目、よかですか。

○佐藤雅司委員長 要望ですね。もう1点。

○吉田忠道委員 次は、農村整備課関係ですが、これもなかなかわかりにくいんですよ、あち

ここにまたがっております。これまで取り組んできた水、環境に対して、今度新たにいろいろと組んでいるのは、これは支払いは農業者だけですか。地域も全部かんどるんですか。

○佐藤雅司委員長 何ページですか。

○吉田忠道委員 73ページ。

○田上農村整備課長 73ページの説明欄の1番でございますけれども、これは従来どおり今やっております農地・水・環境保全向上対策事業でございます、国と県と市町村が、国が2分の1、県が4分の1、市町村が4分の1出しまして、活動組織にやっているとこでございまして。

それから、2番目の新しい農地・水保全管理支払事業でございますが、これは新規事業でございます、今まで、例えば砂利はできるけれどもアスファルト舗装はできなかつたとか、それから泥上げはできたんだけれども、それを三方張りにするとか、そういうのはできなかつたんですけれども、今度は老朽化対策ということに特化しまして、そういった長寿命化に取り組む地域でありますとか集落に対して、そういった事業ができるように新しく追加になったものでございまして。これも国が2分の1、それから県が4分の1、市町村が4分の1ということで集落に助成するという事業でございます。

○吉田忠道委員 これは、今のは農村整備課ですけれども、ちょっと似たようなので、農業技術課、36ページもちょっとありますね。これはどうなんですか。土壌保全対策事業費のところ農地・水・環境が1番出てきますけれども……。

○佐藤農業技術課長 これは、国、県、市町

村が、各向上対策の協議会というのがございますけれども、その協議会を通じまして、活動組織に助成する仕組みになっております。

○吉田忠道委員 先ほどの農村整備課長が説明されたのと、どう違うんですか、こっちは。

○佐藤農業技術課長 これは作物別に交付単価が決まっております。例えば、大豆の場合は幾らとか、施設園芸の作物の場合幾らとか、そういう10アール当たりの単価が決まっておりますので、その単価に応じて、この組織を通じて交付されるという……。

○吉田忠道委員 ということは、この36ページの分は、要するに農業の組織だけということですね。普通の農業に従事しない人の環境保全とかなんかには全然関係ないということですね。

○佐藤農業技術課長 そういう仕組みで、農業者の作物を栽培されている方の交付金でございます。

○中村博生委員 言いたいことは大分出てしまいましたので、海岸保全事業ですね。ことは、前年からすると半額ぐらいになっておりますけれども、県の考え方として、どこの海岸堤防はもう50年以上たつたと思えますよ。水利施設にしても、ストックマネジメントとかでやっていただいておりますけれども、この海岸保全、もう極端に、これで果たして保全できるとかなというぐらいまで私は落ち込んどると思えます。耐久年数、100年といえど100年でしょうけれども、やっぱり各地域、地区で、小学校も進めてもらっておりますけれども、ブロックとか捨て石の重量によって堤防が沈下している地域もありますよね。海岸地域を保全するためには、やっぱり

海面側も大事ですけども、内堤側もやっぱり老朽化が進んどると思うんですが、年次計画的には県の考え方としてはどういった考え方を持ってもらえるですか。

○田上農村整備課長 農村整備課でございます。

海岸保全事業は、中村委員のおっしゃるとおりでございます。どうしても宅地に堤防がありますものから、軟弱地盤の上に立っているということで、かさ上げをやりませけれども、また何年かすれば沈下して再整備が要るということで、非常にエンドレス的なところもございます。

それで、なかなか一挙にやるといいますか、予算的にも非常に少ない予算なものですから、実態としては苦慮しているような状況でございますけれども、いわゆる背後地で危険度の高いところから重点的にやっているところがございます。

○宮崎農村計画・技術管理課長 少し予算の関係もございますので、ちょっと補足をさせていただきますと、今中村委員御指摘の予算につきましては、74ページで、本年度の当初予算が6億5,300万円余で、前年度予算が13億円で非常に落ち込んでいるということがございますけれども、今年度につきましては11月議会で補正予算を組ませていただいております。海岸事業については、できるだけ早期の発注も必要だということで、前倒しとしてやっておりますので、11月の補正予算で計上もさせていただいたり、それでございますとか、先ほど農村整備課の方から説明がありました、単県の予算で計上している部分がございます。

ということで、いわゆる海岸保全事業として計上している部分につきましては、合計で約11億円ぐらい減ではございますけれども、そういった減の部分、補正予算であります

とか単県事業なんかで補っておるといようなことでございます。

○中村博生委員 今宮崎課長が言いなつたつは知つとつとですよ。私が言いたいのは、今後の海岸保全計画ですよ。5年計画とか10年計画とかできるとお思いますよ。でも、いろんな意味で、もう老朽化が進みよるとも現実ですから、その辺のぴしゃつとした県としての計画を立ち上げてもらえぬかということですよ。予算的にも前倒しでもう発注されるところは知つとりますから、それはそれとしていいんですが、今言ったとおり、今後の県としての、海岸保全事業にしても、いろいろそがんじゃないですか。事業名のわからぬごたつとばかり出てきてもわからぬもん。土地改良事業も大変厳しい。新規で、今度新たに調査も入ってもらえるところもあるとでしょうけれども、そういったことですから、ぜひお願いしときます。

○佐藤雅司委員長 要望でよろしいですか。

○渡辺利男委員 幾つかちょっとお尋ねします。

まず、36ページの農業技術課、鳥獣被害防止対策パワーアップ事業ということで、新規で3億8,584万円ですたいね。前年度に比べると約3倍以上にふえておる。まず、この具体的な中身というのを教えてください。

○佐藤農業技術課長 これは国の交付金を主に中心になって活用しまして、その地域で進入防止さくとかいろんなさく、わなとか、そういうハードあるいはソフトに取り組まれる市町村に助成する事業でございますけれども、その取り組み方法は、いろんな、またこれから詳細は詰めてまいりますけれども、市町村が市町村協議会をつくっている場合もございまして、単独で実施している場合もござ

いますけれども、まずは、被害地域のイノシシとか猿とかシカとかの鳥獣がございますけれども、まず耕作放棄地等が一番その原因でございますので、そういう解消とか、それから、どれくらい生息しているかといった生息の調査、そして先ほど申しました進入防止さくの設定とか、それとともにやっぱりノウハウ不足が、一番被害が拡大している原因でございますので、そういうノウハウを蓄積していくためのソフト等に取り組みまして、被害軽減につながるようなものを考えております。

○渡辺利男委員 シカにすれば、森林整備課だって毎年毎年取り組みよるわけでしょうが。だから、総合的にやっていかないと、こっちはこっち、あっちはあっちで、ばらばらにして、地域もばらばらとか、そういうことじゃ余り効果が出らぬとじゃなかつかなと思えますよね。これだけの予算を一気にふやしてどんとやるならやるで、それはやっぱり森林の方も含めて、総合的に、よし、ことしは全面的にやろうとか、何かそういうふうになったのかなと、この予算のふえ方を見て思ったんですが、そうじゃなさそうですね、今の答弁を聞いてみますとですね。

○佐藤農業技術課長 例えば、シカ等は、確かに山林が一番被害を受けているところでございますけれども、そういうのについては林務で取り組まれている事業とも当然連携をとってやっていきますし、自然保護課の方で捕獲の方は中心になってなさってらっしゃいますので、しっかりこちらとも我々は連携をとって、そして事業の効果が上がるように対策の会議の場等も設けて、市町村とも連携をとってやってまいりたいと思っています。

○渡辺利男委員 シカ等は、課の違いとか林務と農業の違いとか関係なかでしょうから、

ぜひ総合的にやっていただきたいと思えます。

もう1つ、総合的にという意味で、球磨焼酎のことについてちょっとお尋ねをします。

例えば、農産課あたりは、4,000万円使って、この球磨焼酎ブランド確立推進事業ということで、しょうちゅう原料米の生産供給なんか力を入れておられる。そして、今度は、そのブランド化という意味では、農産物流通企画課の方でもいろいろとやられておる。商工は商工でブランド推進課がやっているということですよ。それぞれ役割分担してやられるのはいいんですけども、もう何年も前から球磨焼酎のことはやってきておる。その生産量と販売量を含めて、どういう成果が出てるんですか。私も、毎晩たいぎやな振興に協力しているつもりばってんがですね。

○本田農産課長 まず、球磨焼酎ブランド確立推進事業ということで44ページの方についておりますけれども、農産課におきましては、球磨焼酎の原料になります地元の米ということで、そういう利用推進を図っているところでございます。

一応計画といたしましては、過去にMA米ということで輸入していた外国産米、その分が全体の1割ほどございましたので、その分を地元産に置きかえていくということで推進をしてきているところでございます。

成果といたしましては、平成22年度におきまして、100ヘクタールほど、約500トンの実績が出ておりまして、参加されるしょうちゅうの蔵元も28のうちの16蔵元が参加するというので、機運はかなり盛り上がってきていると思っております。

○板東農産物流通企画課長 農産物流通企画課におきましては、先ほども説明しました事業の中でも、例えば知事のトップセールス等

の中で県産品全体をPRする、その中に、食材とともに、しょうちゅうあるいは清酒等についても一緒にPRする場を設けております。やはりそういうふうな意味から、あるいはブランド推進課等とも連携をしまして、東京で行われます商談会、あるいはこれは東京事務所あたりでも実施しておりますけれども、レストランなどで実施されますしょうちゅうフェア、そんな場をつくってそれをPRし、なおかつ流通につなげるという形で、最終的には、今ありましたような、農産課長が説明されたような、要は生産の方に反映されるということについても活動しておるところでございます。

以上です。

○渡辺利男委員 ブランド推進課も、東京や大阪の方に対して一生懸命やっている。流通企画課もやっている。成果がどう出るのかとか、何が問題点でなかなかうまくいかないのかとか、そういうのを責任持って担当する課はどこなんですか。一生懸命それぞれでやっておるけれども、なかなか成果が余り出らぬなと、そういうときにはどこが点検してするんですか。

○本田農産課長 基本的には、今流通企画課長が申しあげましたように、3課それぞれの分担でやっておりますけれども、当然連携しながら、情報交換しながら、少しでも前向きに進んでいきますようにということをやっておるところでございます。

○前川収委員 連携するところはないということたい。

○村上寅美委員 柱がないことがあるもんかい。柱くらいつくれよ。

○渡辺利男委員 同じような格好で、農業農

村計画の中身も、例えば5年間の計画はよくつくられるけれども、あと具体的に進捗状況はどうなっているのかとか、あるいは具体的なチェックあたりはやっぱりきちっとやっついていかないと、計画だけじゃ意味がない。

例えば、地産地消食育の推進というところだけれども、これだって学校給食の方の地産地消は教育委員会が担当しとるわけですよ。総合的に、地産地消はどれくらいこの計画に従って進んでいきよるのかとか、チェックするのはどこが総合的にやるんですか、責任を持って。

○板東農産物流通企画課長 地産地消につきましては、現在、庁内におきます事務連絡会議等について、流通企画課の方が所管しておるところでございます。6月に委員会報告もさせていただきましたけれども、各課の状況につきまして、そしてまたなおかつ予算等につきましてを一括してまとめまして、その中で検討させていただいておるところでございます。

○渡辺利男委員 流通企画課が担当ということだから言いますけれども、例えば、私は質問の中でもちらっと申し上げたんですけども、この間地産地消あたりを進める会の発表会に行つて聞きましたら、例えば、学校給食で、宇土市の小中学校が使っている食材でレンコンあたりは遠かところから買ってきてから使いよる、ところが、とんと隣の宇城市はレンコンの物すごい生産地なんだと。何で隣の町から買わぬでよそから買うとるか、こういう発表もあるし、あるいは、保育園とかそういうところが地産地消の意識を持ってなるべく地元のを買おうということでもんもん仕入れよつたら、今度は、市の方から、ちゃんと市場調査はしよるとかと、もうちょっと安かつば買えというふうに指導されたりとか、こういう矛盾もあるわけですよ。

だから、私は、やっぱり地域振興局あたりが、自分の持ち分の範囲中ぐらいは、そのくらいチェックして指導したりとか、そういうのをだれかが総合的にやっていかないと、まちまち、かけ声だけは地産地消と言いはるけれども、非常にそういうチェック体制とか、あるいは行政の指導が足りないのではないかという声が出てましたから、そういうふうに具体的にきめ細かにやってくださいよ。

○板東農産物流通企画課長 ただいまの話、私たちも現場の方からよく聞いているところでもございます。特に、学校給食等々の中に地元の物が入るに当たりましては、今ありましたような既存の流通という部分、あるいは地域での理解という部分、そんなのを基本的に調整して物が通るといふふうにしております。考えております。

その関係からも、地域にあります直売所、あるいは地域にありますJAさん、あるいはそれらを含めました、地域におきますそのような部分のコンセンサスをとるような形の会議といいますか、これにつきまして、今回地産地消の総合対策事業の中でもそんな場が持てるような考え方を持っておりますので、それにつきまして、地道な形になりますけれども進めてまいりたいと考えております。

○渡辺利男委員 最後に1点だけ。

これは、121ページの遊休農地活用イエロープロジェクト事業、玉名の駅前あたりで菜の花畑をつくるとか、いろんなことを新幹線を迎えてやろうとされよったんですが、ああいうのはボランティア的に地域で盛り上がってやっていることだろうと思っただけで、1,940万円もこういうのにと思っただけですが、これは、ああいうのとは全く関係ない、新幹線の景観とかなんとか、そうではない。

○村山農地・農業振興課長 これは、この説

明に書いておりますけれども、現在一番多くやっているのが玉名駅周辺と八代駅周辺で、レンゲを植えたり菜種を植えたりというふうに——そのほかに国県道周辺でももちろん植えるようにしているんですけども、そういうことで景観形成ということによってやっておるところでございます。

○渡辺利男委員 新幹線対策だけれども、農地・農業振興課の予算でこういうことをやっている。1,940万もつぎ込んでせなんことだろうかなと思うとですよ。駅前の景観をちょっとよくするためにということで、こがん金がかかるとして知らぬかったです。もう少し微々たるものだろうと、地元の盛り上がりでボランティア的にやられているのかなと思っただけだけれども、大体言い出しっぺはどこなんですか。どこが企画・立案。

○村山農地・農業振興課長 これは、昨年度、うちの課から提案して予算化したものでございます。それで、うちの課としましては、耕作放棄地対策の一環ということで上げたわけですけれども、新幹線沿線にそれを重点的にした方がちょうど時期的にいいんじゃないかということで、景観形成という役割も非常に重要だということで、こういうふうな書き方になっているところでございます。

○佐藤雅司委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○佐藤雅司委員長 なければ、以上で質疑を終了します。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第56号、第64号、第65号、第71号、第88号、第99号及び第100号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤雅司委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第56号外6件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤雅司委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第56号外6件は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを、議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤雅司委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。執行部から報告の申し出が2件あっております。

まず、報告について、執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。簡潔にお願いいたします。

まず、宮崎農村計画・技術管理課長から報告をお願いいたします。

○宮崎農村計画・技術管理課長 私の方から2件御報告をいたします。

1件目が、国営川辺川土地改良事業、利水事業でございます。

2件目が、国営大野川上流土地改良事業、大蘇ダムの件でございます。

まず、1つ目の川辺川の利水事業につきまして御報告を申し上げます。

1点目の最近の状況でございますけれども、平成20年度から事業が休止をしている状況でございます。丸3年が経過しようとしている状況でございます。

1ポツ目に書いてございますように、本事業の再開に当たりましては、関係6市町村及び川辺川に水利権がございますひとよしそれから相良、両土地改良区の合意が必要という

ことでございますけれども、相良村の土地改良区の合意が得られていないというような状況でございます。2ポツ目でございますけれども、相良村がさまざまないろいろな調整、努力をされてきたところでございますけれども、なかなか了解が得られていないというような状況でございます。

3ポツ目で、昨年の8月に、川辺川総合土地改良事業の事業組合長に多良木の松本町長が就任をされまして、今後事業の方向性を出すに当たりまして、6市町村長が直接相良村の土地改良区の農家の皆様方と話し合うという必要があるんじゃないかという結論になったわけでございまして、4ポツ目でございますが、ことしに入りまして、1月それから2月、2月28日末でございますが、相良村の土地改良区の組合員の方を対象とした意見交換会を2回開催したということでございます。賛成の意見、反対の意見、それぞれ主なものを取り上げております。

特に、反対の意見としましては、やはり身の丈に応じた整備をしてほしいというようなことでございますとか、水代について、行政の支援がなくなれば高くなるでありますとか、既得の水利権が守られるのかどうなのかというような、これまで上げられてきた御意見が改めて出されておるといったような状況でございます。

最後のポツでございますけれども、関係の6市町村長の皆様方については、こういった意見交換会の結果を踏まえまして、事業再開に係る地元の合意形成について、今月末までに結論を出したいというような意向を示されておるところでございます。

今後の進め方でございますけれども、県といたしましては、農業が基幹産業でございます。その振興を図るために、農業の展開を可能とする安定した水の確保が重要な課題というふうに考えております。今後とも、地元の動向を見きわめながら、適切に対応していき

たいというふうに考えております。

2点目でございます。

国営大野川上流土地改良事業、大蘇ダムの関係について御報告をいたします。

ちょうど1年前でございますが、3月11日に、当時の農林水産副大臣が、熊本それから大分に来られまして、大蘇ダムの浸透問題に係る国の対応方針が示されたところでございます。それが1の(1)でございます。3点ございました。

1点目は、本年度から地域の水需要に応じた用水供給を行いますということでございます。2点目が、本年度から24年度までの3年間に2億8,000万円掛ける3年間ということで、8億4,000万円全額国費で浸透抑制対策を行いますということ、3点目が、この間ダムの利水機能や地域の水需要を検証したいという方針が示されたわけでございまして、(2)でございますが、本県からは、知事から副大臣に以下の3点について申し入れております。

1点目は、水利用がもう始まっておりますので、開始した農家の皆様方に用水の途切れない供給をしてくださいということ、それから、今申し上げた国の対応方針について確実に実行してくださいということ、3点目については、大蘇ダムの今後の浸透問題に対する対策については国の責任でやってくださいということをお願いしております。

本年度の状況でございますが、大蘇ダムの水利用については、昨年度末の8ヘクタールから本年度は22ヘクタールということで伸びておりまして、2点目の丸のポツの2つ目でございますが、昨年度の経済対策でモデル団地を造成しております。それにつきましても、もう1枚写真をつけておりますけれども、そこで作付された作物についても順調に生育をしたところでございます。

2番目の浸透抑制対策でございますが、貯水池の左岸、これも写真を載せております

が、約1万平方メートルでコンクリートの吹きつけ工をしております。本年度の工事については、ほぼ終了している状況でございます。

3点目につきましても、引き続き、本体の挙動でございますとか浸透量の調査が行われておるところでございます。

以上でございます。

○佐藤雅司委員長 報告が終了いたしましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○前川収委員 質問でも言いましたけれども、国営川辺川土地改良事業については、今月いっぱい地元6市町村長さんが一定の結論を出すというお話であります。出た結論に基づいて、やっぱりこれは速やかに県も一定の判断をしないと、今のままずっとこの状態が続くということが一番いけないことだと思いますので、基本的に、個人的には、やっぱりまず前に向かって3分の2の同意をとるという作業に入ってもらいたいというふうに思っております。とれなかったら、今度は逆に3分の2の廃止の同意をとらないといかぬということですが、まず推進同意がとれなかったからという前提ができないと、多分それ以前で廃止の3分の2をくださいというのは無理だろうと思いますので、まず推進の方からやるということではいかざるを得なくなるだろうというふうに思いますので、もう余り期限を切らずに、期限を切らずにじゃなくて、もう期限をちゃんと切って、今月いっぱいという話が出ているわけですから、それは重大な決断をしっかりとやるということで、部長よろしく願いしときます。

○佐藤雅司委員長 要望でよろしいですか。

○前川収委員 はい、いいです。

○渡辺利男委員 大蘇ダムですけれども、これはそもそも事業費は幾らだったっけ。そして県の負担は幾らだったですか。まず、そこを教えてください。

○宮崎農村計画・技術管理課長 現在の総事業費でございますけれども、593億5,000万になっておりまして、県の負担については19億円でございます。

○渡辺利男委員 今度の浸透抑制対策、これは県の負担はゼロですね。

○宮崎農村計画・技術管理課長 はい、そのとおりでございます。

○渡辺利男委員 はい。それから、利用面積及び農家数というのは、これは熊本県側だけの数字でしょうか。

○宮崎農村計画・技術管理課長 はい、そのとおりでございます。

○渡辺利男委員 はい、わかりました。

○佐藤雅司委員長 ほかにございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○佐藤雅司委員長 なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

次に、その他で何かございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○佐藤雅司委員長 なければ、以上で本日の議題はすべて終了いたしました。

それでは、これをもちまして、第11回農林水産常任委員会を閉会いたします。

午後0時35分閉会

○佐藤雅司委員長 本年度最後の委員会でございますので、一言ごあいさつを申し上げます。

この委員会で、恐らく今期最後の委員会ということになりそうでございます。第11回を数えますこの委員会、副委員長を初め、委員の皆さん方、それから執行部の皆さん方、本当にお世話になりました。つたない委員長でありましたけれども、本当に頼りなかつたと思いますけれども、何とか皆さん方のおかげでここまでやってこれました。

本当に、4月20日の口蹄疫、それから赤潮被害、さらには高病原性の鳥インフルエンザ等々、いわゆる熊本県、九州、日本を揺るがすような大変な事態、事件というものが発生したというふうに思っております。しかしながら、一定の方向、成果というものがあったのではないかなど。特に、口蹄疫につきましては、1頭たりとも入れないということで、知事を先頭に本当に頑張っていただきました。

それから、赤潮災害につきましても、貝類の関係、それから新年度予算にも出ておりますように、その対策についての一定の方向が出てきたように考えております。

当初申し上げましたように、何としましても国内、熊本のいわゆる農業というのを、やっぱりつくったら売るということで、輸出を初めいろんなことで売っていきたいというふうにかなりの意気込みを示しておりましたけれども、どうもそこまで行かなかつたというのが残念でありますけれども、今後とも、そのところを続けていきたいなというふうに思っております。

それから、さらにはTPPの問題等、これから農業に関する問題というのは、やっぱり農業だけではなくて、日本の国運を左右するような大変な状況になるというふうに思っております。引き続き、やっぱり努力していかなきやならぬなというふうに思っております。

す。

本当に、これまでの皆さんの御協力に心から感謝申し上げ、そして、きょうは、児玉先生、それから渡辺先生も今回御勇退ということが決まって、本当に残念でありますけれども、一県民として、これからはいろんなことで御指導いただければ幸いというふうに思っております。さらには、廣田部長の方も、以下7名の皆さん方が今回御退職ということであります。それぞれこれからは元気で、ひとつついろい反対をしないように、県政のことについて推進の立場でひとつ御協力をいただければというふうに思っております。

皆さん方に心から感謝を申し上げまして、御礼のごあいさつにさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

それでは、副委員長の方からも一言。

○淵上陽一副委員長 佐藤委員長初め、各委員の先生方、また執行部の皆様方、この1年間大変お世話になりました。ありがとうございました。心から感謝を申し上げまして、ごあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。

○佐藤雅司委員長 それでは、退職者を代表して、廣田部長、一言だけ。

○廣田農林水産部長 佐藤委員長、淵上副委員長を初め、委員の皆様、1年間本当にお世話になりました。先ほど委員長からお話がありましたように、本当にこの1年、非常に大変なことばかりやったような気がいたします。

しかし、その中で、農林水産常任委員会の11回の開催、それとか、もう即座に赤潮の現場に行っていたとか、あるいはエネルギーを初め10件近くの意見書を出していただくというようなことで、非常に執行部を叱咤激励していただいて、応援していただいたとい

うふうに思います。そういうあれがあったからこそ、ことし1年何とか終わりに近づけたのかなというふうな感じがして、本当に感謝の言葉もございません。

今度、農林水産部では50名が退職いたします。そういうことですが、T P P初めいろいろ難局山積みでございます。引き続きまして、農林水産部の御指導、あるいは県政発展への御指導をよろしくお願いしまして、お礼の言葉にかえさせていただきます。

本当にお世話になりました。ありがとうございました。

○佐藤雅司委員長 どうもありがとうございました。

午後0時39分

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

農林水産常任委員会委員長